

令和 7 年度版 神栖市環境白書

～人と自然が調和・共生する循環型社会のまち かみす～



—令和 7 年度版

環境白書の発行にあたって—



神栖市では、平成 31 年 3 月に策定した「神栖市環境基本計画」において、「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」を望ましい環境像として掲げ、市の環境の保全と創造のため、さまざまな取組を行っています。

神栖市環境基本計画では、令和 10 年度での達成目標を確実に推進するため、計画の進行管理を行うこととしており、環境基本計画の年次報告書として、平成 22 年度から「環境白書」を発行しています。

本書「令和 7 年度版環境白書・資料編」は、住宅への太陽光発電や創・蓄エネルギー機器の設置に対する補助金、電気自動車の導入に対する補助金等、令和 6 年度までの環境施策の実施状況や目標の達成状況をまとめており、別冊「令和 7 年度版環境白書・本編」では、各種啓発活動等の市が特に力を入れた取組を紹介しています。

より多くの市民の皆様や事業者の皆様に本書を手にとっていただくことで、神栖市の環境について関心を持っていただき、環境に配慮した具体的な取組の促進を図ることを目指しています。

本書が幅広く活用され、皆様の環境問題に対する認識を深め、環境保全の取組が推進されるための一助となれば幸いです。

神栖市長 木内 敏之

<目次>

第1章 概要	1
第1節 神栖市における環境保全・廃棄物関係の組織	1
第2節 神栖市環境基本条例	2
第3節 神栖市環境基本計画	3
1. 神栖市環境基本計画の位置づけ	3
2. 神栖市の目指す環境	4
3. 施策の展開	5
第2章 神栖市環境データ集	7
第1節 気候変動防止に貢献し、備えるまち	7
1. 温室効果ガス排出量	7
2. 再生可能エネルギーの導入実績	8
3. 補助金実績とCO ₂ 削減効果	10
4. フロン	11
5. 指定避難所・指定緊急避難場所	12
第2節 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち	15
1. 資源リサイクル・ごみ処理の現状	15
2. 污水处理人口普及率	17
第3節 自然といきものをまもり、共生するまち	19
1. 地目別面積	19
2. 動物	19
3. 指定文化財	20
第4節 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち	21
1. 大気質	21
2. 水質	27
3. 騒音・振動	33
4. 公害苦情、悪臭	37
第5節 みんなが環境をまもり、創造するまち	38
第3章 環境指標	39
第4章 神栖市の取組	41

※本書は、令和6年度までの環境の現状及び環境基本計画で設定した環境指標に関する年次報告を行うものです。

第1章 概要

第1節 神栖市における環境保全・廃棄物関係の組織

図 1-1 神栖市における環境保全・廃棄物関係の組織と主な業務



(令和 7 年 3 月時点)

第2節 神栖市環境基本条例

神栖市環境基本条例は、平成 17 年に制定され、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

神栖市環境基本条例（平成 17 年 3 月 25 日 条例第 3 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を確保し、及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの課題であるとしてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

（環境基本計画）

第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（年次報告）

第 8 条 市長は、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、これを公表しなければならない。

第3節 神栖市環境基本計画

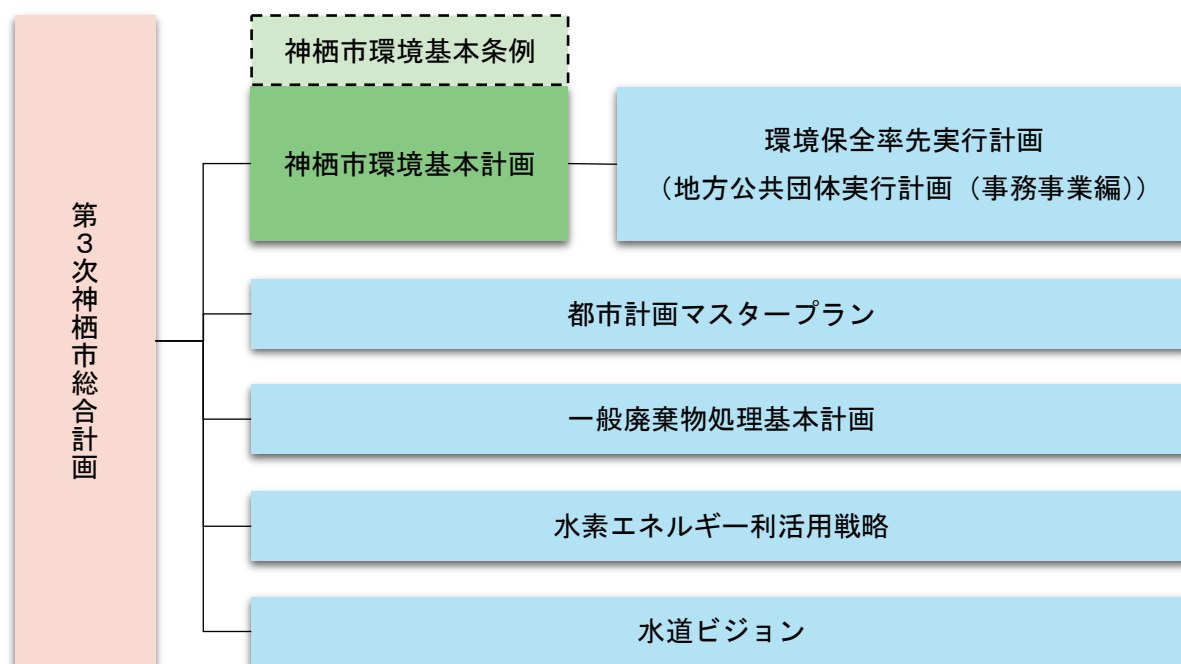
1. 神栖市環境基本計画の位置づけ

神栖市環境基本計画は、「神栖市環境基本条例」に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現を目的として、「神栖市環境基本条例」の第7条に基づき平成31年3月に策定しました。

本市の最上位計画である「第3次神栖市総合計画」を環境面で支えるものと位置づけ、両計画は相補的な関係をとることとなっています。

さらに、環境に関する目標や方向において、環境基本計画の関連計画に当たる「神栖市都市計画マスタープラン」や「神栖市一般廃棄物処理基本計画」などの計画と、本計画との整合を図ります。

図 1-2 神栖市環境基本計画の位置づけと他主要関連計画

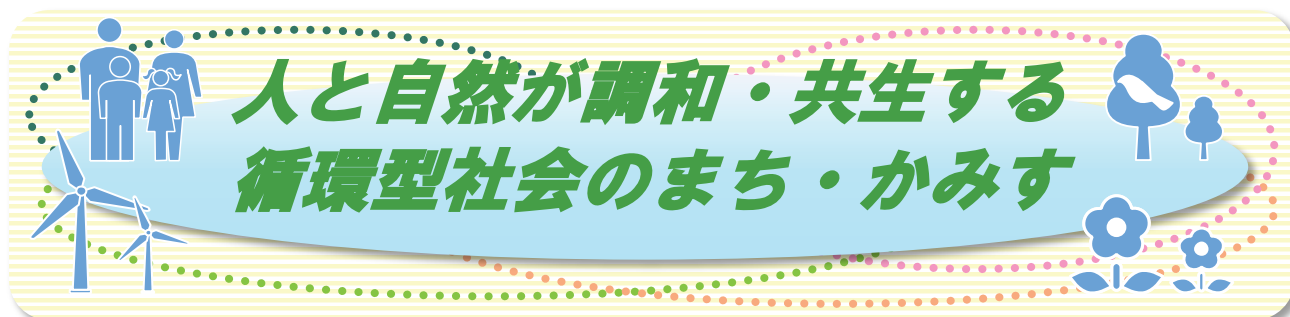


※本資料は神栖市環境基本計画（平成31年3月）に基づく内容になっています。

2. 神栖市の目指す環境

今ある環境課題を解決し、「人」及び「人の活動（産業活動）」と環境との調和と共生の実現を目指さなくてはなりません。その上で、人間の活動によって生み出される「物」の循環だけでなく、自然についても循環を基調とした持続可能な社会の構築を図っていくことを目指し、環境基本計画では望ましい環境像を次のとおり設定しています。

図 1-3 神栖市環境基本計画における望ましい環境像



また環境基本計画では望ましい環境像を実現するための目標として、環境面から望まれる 5 つの基本目標を設定しています。

図 1-4 神栖市環境基本計画における基本目標

基本目標 1	気候変動防止に貢献し、備えるまち
基本目標 2	資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち
基本目標 3	自然といきものをまもり、共生するまち
基本目標 4	健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち
基本目標 5	みんなが環境をまもり、創造するまち



3. 施策の展開

環境基本計画では、望ましい環境像を実現するため基本目標ごとに施策の展開を図ることとしています。

図 1-5 施策の体系（神栖市環境基本計画（平成 31 年 3 月））

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
基本目標1 気候変動防止に貢献し、備えるまち	1-1 温室効果ガス排出量の削減	(1) 省エネルギーの促進 (2) 再生可能エネルギー導入の促進 (3) 新たなエネルギー導入の促進 (4) 低炭素なまちづくりの推進	① 省エネルギー活動の普及 ② 省エネルギー設備の普及 ③ エコドライブの普及促進 ④ 次世代自動車の導入促進 ① 再生可能エネルギーの普及促進 ② 家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の促進 ① 家庭・事業所への水素エネルギーの浸透 ★ ② 安定的な水素エネルギー供給体制の検討 ★ ③ 水素に関する新たなビジネス創出及び研究開発などの支援 ★ ④ 市民や事業者などへの普及啓発 ★ ① 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 ★ ② 都市のエネルギーシステムの効率化の推進 ★
	1-2 気候変動への適応	(1) 気候変動による影響の理解促進 (2) 気候変動による影響への対応	① 気候変動に関する情報の収集・提供 ★ ① 高波・水害対策の推進 ★ ② 熱中症対策の推進 ★ ③ 感染症対策等の推進 ★
	1-3 フロン回収の促進	(1) フロン回収の啓発の推進	① 法に基づくフロン回収の啓発
	1-4 酸性雨に関する情報の収集	(1) 酸性雨の発生状況の監視の継続	① 酸性雨発生状況の監視
	2-1 資源が循環する社会の構築	(1) 市民・事業者・行政が協働した5Rの促進 (2) 環境に配慮した適正処理・処分の推進 (3) 神栖地域と波崎地域の清掃行政の円滑化	① ごみの発生抑制，分別の徹底や再資源化に対する意識の啓発 ② ごみの発生抑制（リフューズ：Refuse）の促進 ③ ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）の促進 ④ 修理・修繕（リペア：Repair），再使用（リユース：Reuse）の普及 ⑤ ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の推進 ① 適正な中間処理の実施 ② 野外焼却禁止の励行 ③ 継続的な収集運搬，処理処分体制の構築 ① 分別区分の構築 ② 資源物排出方法の構築 ③ 収集・運搬体制の構築
	2-2 水の健全な循環の確保	(1) 水道普及率の向上 (2) 水の有効利用の促進 (3) 計画的な土地利用の推進	① 上水道への切替えの促進 ① 地下水の適正な利用 ② 節水の啓発 ① 国土利用計画等に基づく土地利用の推進
	2-3 環境に配慮した農業振興	(1) 環境保全型農業の促進 (2) 資源の有効利用の促進	① エコファーマー登録の促進 ② 環境に優しい農作物（農薬低減）の栽培促進 ③ 畜産排泄物の適正処理の促進 ④ ソーラーシェアリングの普及 ★ ⑤ 優良農地の保全・集約化 ★ ① 農業系資源有効利用の促進 ② 耕作放棄地の有効活用の促進 ★
	3-1 豊かな自然を有する地域の保全	(1) 豊かな自然地域の現況把握 (2) 生物多様性の保全と管理	① 豊かな自然地域の現状調査の実施 ② 自然環境調査の実施 ① 生物多様性の保全の啓発 ② 豊かな自然地域の保全 ③ 豊かな自然地域の管理 ④ 海岸環境の保全・整備 ★ ⑤ 外来生物の侵入防止と抑制 ★
基本目標2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち	3-2 自然環境の回復	(1) 自然環境に配慮した都市整備の推進 (2) 自然環境に配慮した農地整備の推進	① 河川の水環境美化と景観の保全 ② 公共施設等の緑化 ① 農地の保全
	3-3 人と自然とのふれあいの促進	(1) 人と自然とのふれあいの充実 (2) 公園・緑地の整備と管理の推進 (3) 良好な都市景観の形成	① 人と自然とのふれあい活動の場の活用 ② 人と自然とのふれあい活動の場の整備 ① 公園・緑地の整備 ② 公園・緑地の管理 ① 総合的な都市景観の形成 ② 道路景観の整備 ③ 快適な住環境の形成 ④ 家庭・事業所の緑化の推進 ⑤ 花いっぱい活動の充実 ⑥ 景観資源の活用
基本目標3 自然といきものをまもり、共生するまち			

★印：新規施策

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
基本目標4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち	4-1 大気環境基準の維持と向上	(1) 大気監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 自動車排出ガス対策の推進	① 一般環境大気常時監視測定局等による大気環境測定の実施 ② 市内の降下ばいじんの状況の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 次世代自動車の率先導入 ② エコドライブの普及促進
	4-2 水質環境基準の達成	(1) 水環境監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 神之池浄化対策の推進	① 公共用水域の水質測定の実施 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 神之池浄化手法の検討と実施 ② 神之池緑地の整備と充実
	4-3 地下水質の安全確保	(1) 地下水質監視の継続 (2) 有機ヒ素化合物汚染対策の推進	① 地下水質の測定の実施 ① 有機ヒ素化合物汚染の監視
	4-4 生活排水処理率の向上	(1) 公共下水道整備の推進 (2) 浄化槽対策の推進 (3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	① 下水道計画の推進 ② 下水道接続率の向上 ① 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進 ② 浄化槽の管理の促進 ① し尿・浄化槽汚泥の計画的な処理 ② 衛生プラントの適正稼働
	4-5 騒音・振動の少ない環境の維持	(1) 騒音・道路沿道振動監視の継続 (2) 道路交通騒音・振動対策の推進 (3) 騒音・振動対策の推進	① 騒音測定の実施 ② 道路沿道振動測定の実施 ① エコドライブの普及促進 ② 低騒音型の道路整備 ① 工場、事業場騒音・振動対策 ② 近隣騒音対策
	4-6 においのない環境の達成	(1) 悪臭監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 近隣悪臭対策の推進	① 臭気測定の実施 ① 悪臭発生事業所への指導 ② 公害防止協定の遵守要請 ① 近隣悪臭防止のための指導と啓発
	4-7 安全確保のための化学物質等の管理	(1) 化学物質の排出・移動量の監視 (2) 化学物質の適正な管理の推進 (3) リスクコミュニケーションの推進 (4) 野外焼却等対策の推進 (5) 放射性物質の監視	① 化学物質の排出・移動量の把握 ② ダイオキシン類測定結果の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ② ごみ処理施設等の適正管理 ① 化学物質に関する情報交換 ① ごみの野外焼却の防止 ② 農業系廃プラスチックの野外焼却の防止 ① 空間放射線量の監視 ② 放射性物質の監視
	5-1 市民の環境保全活動の促進	(1) 市民の環境保全活動の促進 (2) 地域の環境保全活動の活性化 (3) 環境教育の推進	① 日常生活における環境配慮の促進 ② 市民参加による美化活動の促進 ③ ごみのポイ捨ての防止 ④ 飼い犬や飼い猫などの飼養動物の適正管理の推進 ⑤ 環境情報の提供 ⑥ 市民の環境保全活動の紹介 ① ボランティア組織の育成及び活動への支援 ② 環境イベントの開催 ③ 市民参加型の環境事業の検討 ★ ① 環境教育の推進 ② 出前講座の開設 ③ 人材の育成 ④ 環境学習教材の整備
	5-2 事業者の環境保全活動の推進	(1) 環境と経済の好循環の促進 (2) 事業者等の地域活動への参加の促進	① 公害防止協定の締結 ② グリーン・イノベーションの推進 ① 環境保全活動への参加要請
	5-3 市の率先的な活動の実施	(1) 事務事業に伴う環境への負荷の低減 (2) 公害苦情の適正な処理の推進 (3) その他の公害等の発生の防止	① 環境保全率先実行計画の推進 ① 公害苦情等の適正処理 ① 土壌汚染対策 ② カラスの対策の実施 ③ 不法投棄の防止 ④ 空き地・空家の適正管理の推進 ⑤ その他の公害等の発生の防止

★印：新規施策

第2章 神栖市環境データ集

神栖市環境基本計画における基本目標（図 1-4）ごとに、関連する神栖市の環境データを記載します。

第1節 気候変動防止に貢献し、備えるまち

1. 温室効果ガス排出量

令和 5 年度の市内からの温室効果ガス排出量は約 3,931 千 t-CO₂ で、基準年度（平成 25 年度）で約 28%の削減となりました。なお、市内温室効果ガス排出量のうち、9 割以上を産業部門の製造業が占めています。

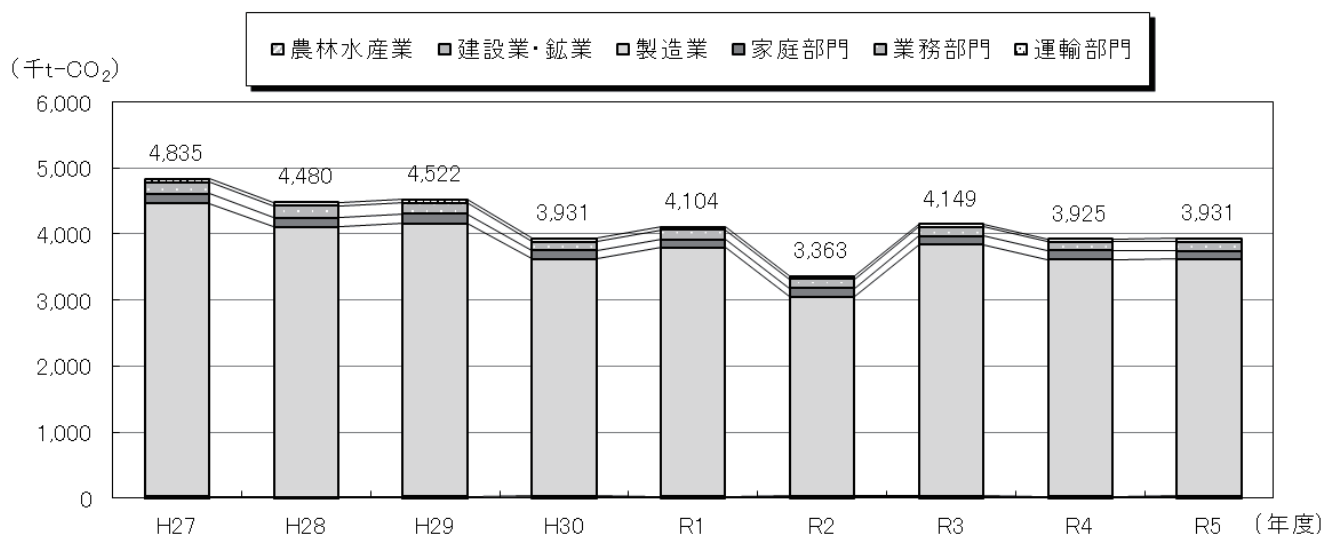
表 2-1 神栖市域からの温室効果ガス排出量の推計結果（部門別）

区分		温室効果ガス排出量推計値			
		H25 年度 (t-CO ₂ /年)	構成比	R5 年度 ^{※1} (t-CO ₂ /年)	構成比
産業部門	農林水産業	3,663	0.1%	21,429	0.5%
	建設業・鉱業	27,912	0.5%	12,415	0.3%
	製造業	5,026,423	92.1%	3,591,118	91.4%
民生部門	家庭	153,200	2.8%	122,013	3.1%
	業務	191,537	3.5%	136,015	3.5%
運輸部門	自家用・事業用	57,361	1.1%	47,996	1.2%
合計		5,460,096	100.0%	3,930,986	100.0%

※1：「総合エネルギー統計」等の算出に必要なデータについては、最新の公表年が令和 5 年度であるため、本報告における算出には、令和 6 年度値ではなく令和 5 年度値を用いています。

出典：「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）等をもとに推計

図 2-1 神栖市域からの温室効果ガス排出量の推計結果（部門別）



※都道府県別エネルギー消費統計について平成 30 年度公表分において遡及改訂が行われましたが、平成 29 年度までは計画策定時のデータを基に推計しています。

2. 再生可能エネルギーの導入実績

図 2-2 各種発電設備の FIT 導入件数と導入容量

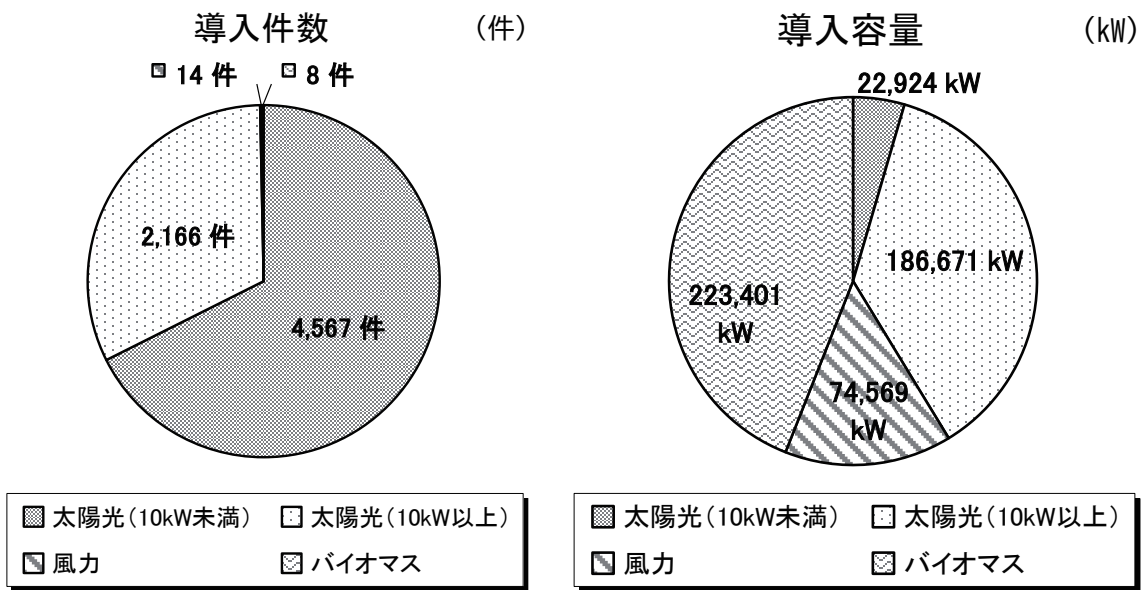
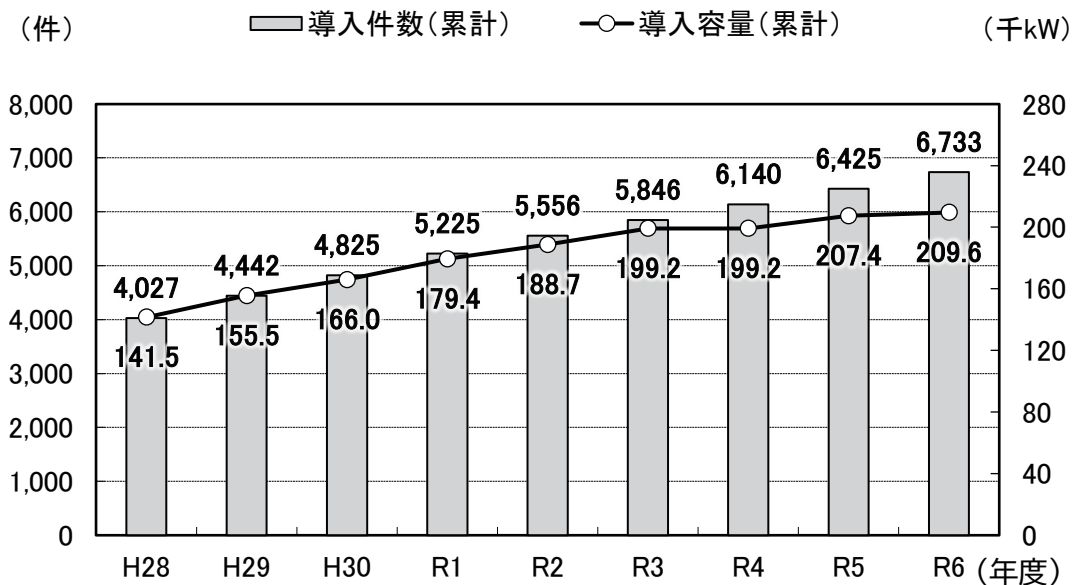


図 2-3 太陽光発電設備 FIT 導入件数と導入容量の累計値の推移

太陽光発電設備の導入件数と導入容量の累計値



※太陽光発電設備は 10kW 未満と 10kW 以上の合計値となっています。

出典：資源エネルギー庁 HP 固定価格買取制度情報公開用ウェブサイト
(令和 7 年 3 月時点)

表 2-2 神栖市内の風力発電施設一覧

施設名	稼動	設置場所	高さ	容量(kW)	基数(基)	総容量(kW)
波崎水産加工業協同組合風力発電施設	令和元年 6 月	波崎	78 メートル	2,000	1	2,000
JF はさき第二風力発電施設	平成 29 年 3 月	波崎	78 メートル	2,000	1	2,000
鹿島港深芝風力発電所	平成 27 年 8 月	北浜	90 メートル	5,000	1	5,000
ウインド・パワーかみす第 2 洋上風力発電所	平成 25 年 3 月	北浜洋上	60 メートル	2,000	8	16,000
鹿島下水道事務所	平成 24 年 2 月	北浜	80 メートル	2,000	1	2,000
ウインド・パワーかみす第 1 洋上風力発電所	平成 22 年 3 月	南浜洋上	60 メートル	2,000	7	14,000
神栖風力発電所	平成 20 年 3 月	柳川	67 メートル	2,000	5	10,000
神栖砂山風力発電所	平成 20 年 3 月	砂山	80 メートル	2,000	1	2,000
市民風車なみまる	平成 19 年 10 月	波崎	65 メートル	1,500	1	1,500
ウインド・パワーはさき風力発電所	平成 18 年 1 月	波崎	60 メートル	2,000	1	2,000
海風丸(うみまる)	平成 17 年 4 月	波崎	68 メートル	1,000	1	1,000
			合計	23,500	28	57,500

出典：神栖市 HP「神栖市の風力発電施設」を基に作成
(令和 7 年 11 月時点)

3. 補助金実績とCO₂削減効果

神栖市では「住宅用太陽光発電システム」「創・蓄エネルギー機器設備」「電気自動車」の普及促進のため補助金を交付しています。

表 2-3 補助金実績（平成 20 年度からの累計）

「住宅用太陽光発電システム設置補助金」

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
容量 (kW)	8,072	8,948	9,772	10,664	11,322	11,922	12,751	13,439	14,079	14,784
件数 (件)	1,763	1,923	2,075	2,239	2,365	2,475	2,608	2,712	2,809	2,910

「創・蓄エネルギー機器設置補助金 (件)」

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
エコキュート※1	913	913	913	913	913	913	913	913	913	913
エコジョーズ※1	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155
エコフィール※1	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
エネファーム	45	51	56	61	66	71	73	77	77	78
太陽熱利用給湯器	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
定置用リチウムイオン蓄電池	31	61	96	169	248	354	492	576	655	742
合計※2	1,183	1,219	1,259	1,337	1,421	1,532	1,672	1,760	1,839	1,927

「電気自動車普及促進事業補助金 (件)」

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
低公害車※1	718	718	718	718	718	718	718	718	718	718
電気自動車	91	97	114	128	140	144	155	176	195	204
急速充電スタンド	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計※2	811	817	834	848	860	864	875	896	915	924

出典：環境課資料を基に作成

表 2-4 補助金実績による CO₂ 削減量（平成 20 年度からの累計）

単位：t-CO₂

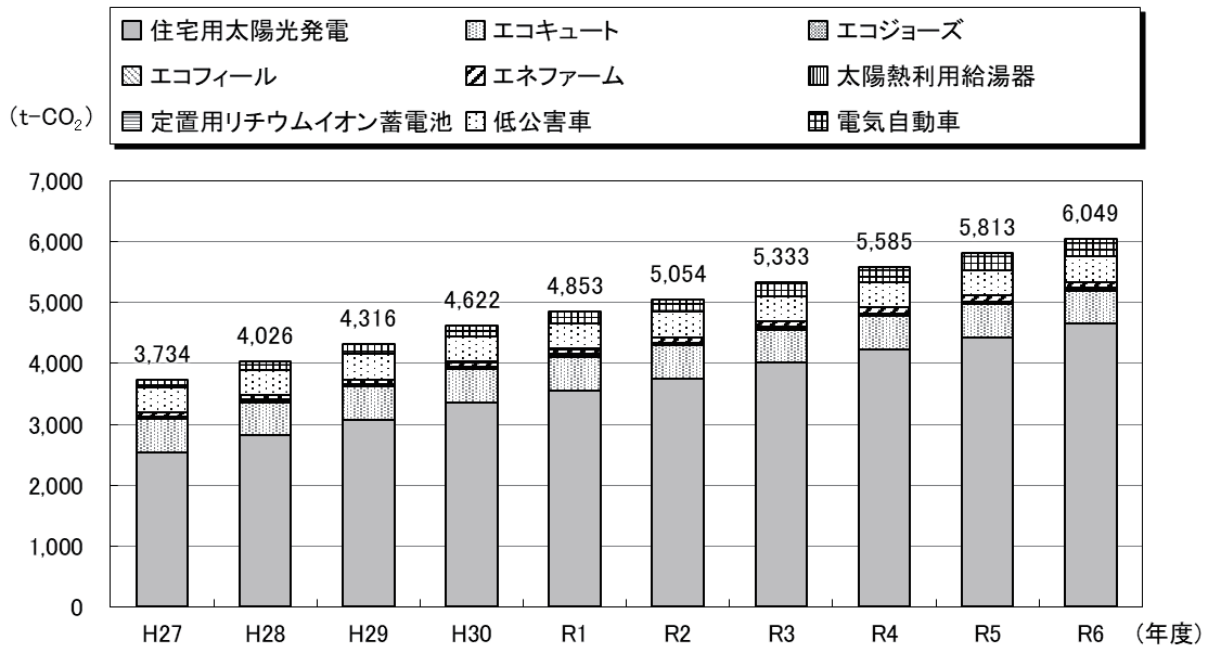
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
住宅用太陽光発電	2,539	2,814	3,073	3,354	3,561	3,749	4,010	4,227	4,428	4,650
エコキュート※1	548	548	548	548	548	548	548	548	548	548
エコジョーズ※1	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
エコフィール※1	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
エネファーム	59	66	73	79	86	92	95	100	100	101
太陽熱利用給湯器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
低公害車※1	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414
電気自動車	130	138	163	183	200	206	221	251	278	291
合計※2	3,734	4,026	4,316	4,622	4,853	5,054	5,333	5,585	5,813	6,049

※1：エコキュート・エコジョーズ・エコフィール・低公害車等については H24 年度で補助金が終了しているため、それ以降の年度は同値としました。

※2：小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

出典：環境課資料を基に作成

図 2-4 CO₂削減量（平成 20 年度からの累計）



出典：環境課資料を基に作成

4. フロン

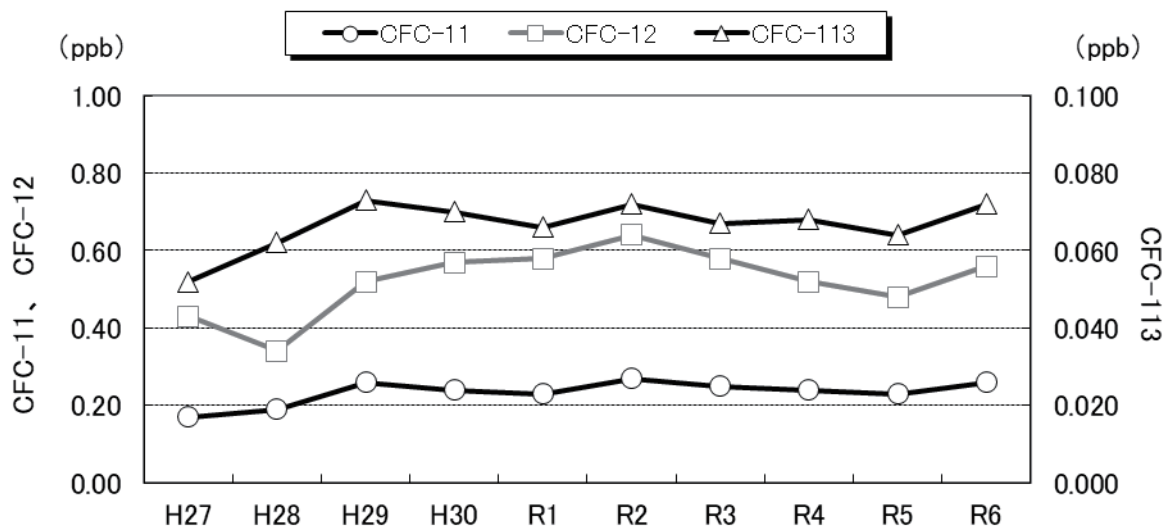
表 2-5 大気環境中のフロン環境濃度（茨城県）

単位：ppb

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
CFC-11	0.17	0.19	0.26	0.24	0.23	0.27	0.25	0.24	0.23	0.26
CFC-12	0.43	0.34	0.52	0.57	0.58	0.64	0.58	0.52	0.48	0.56
CFC-113	0.052	0.062	0.073	0.070	0.066	0.072	0.067	0.068	0.064	0.072

出典：環境課資料を基に作成

図 2-5 大気環境中のフロン環境濃度の推移（茨城県）



出典：環境課資料を基に作成

5. 指定避難所・指定緊急避難場所

神栖市では、災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、市内の避難場所を災害種別ごとに指定緊急避難場所として指定しているほか、災害対策基本法第 49 条の 7 に基づき、指定避難所を指定しています。

指定緊急避難場所
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として災害の種類ごとに指定
指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設を指定

表 2-6 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

施設名	所在地	電話 番号	指定 避難 所	指定緊急避難場所					非常用井戸	災害用備蓄	震度感知式 鍵ボックス 設置場所
				災害種別ごとの適否							
				地震	津波	洪水	高潮	土砂災害			
かみす防災アリーナ	木崎 1219-7	0299-77-5400	○	○	○	○	○	○	—	○	○
息栖小学校	平泉 2780	0299-92-0514	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神栖第二中学校	平泉東 1-60-1	0299-92-0652	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神栖市中央公民館 及び文化センター	溝口 4991-4	0299-90-5500	○	○	○	○	○	○	—	—	—
神栖市民体育館	溝口 4991-4	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—
神栖中央公園	木崎 1203-9	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—
神栖高校	高浜 1468	0299-92-4169	○	○	○	○	○	○	○	○	—
石神幼稚園	石神 773-1	0299-92-5644	—	○	—	—	—	○	○	—	—
軽野小学校	知手 2-2	0299-96-0502	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神栖第一中学校	知手 100-3	0299-96-0302	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神栖第三中学校	知手中央 7-1-17	0299-96-1414	○	○	○	○	○	○	—	○	○
うずも幼稚園	知手中央 5-9-7	0299-96-1640	—	○	—	○	—	○	○	—	—
軽野東小学校	奥野谷 5746-2	0299-96-1402	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高齢者ふれあいセン ターむつみ荘	知手 4678-2	0299-96-2675	—	○	—	○	—	○	—	—	—
大野原小学校	大野原中央 2-1-8	0299-92-7552	○	○	○	○	○	○	—	○	○
神栖第四中学校	大野原中央 2-8-46	0299-92-8751	○	○	○	○	○	○	—	○	○
横瀬小学校	横瀬 1276-15	0299-96-7494	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大野原幼稚園	大野原中央 2-1-22	0299-92-6788	—	○	—	○	—	○	—	—	—
神栖市武道館	溝口 4991-10	0299-96-7700	○	○	○	○	○	○	—	—	—

施設名	所在地	電話 番号	指定 避難 所	指定緊急避難場所					非常用井戸	災害用備蓄	震度感知式 鍵ボックス 設置場所
				災害種別ごとの適否							
				地震	津波	洪水	高潮	土砂災害			
大野原コミュニティセンター	大野原 7-5-59	0299-93-0008	○	○	○	○	○	○	—	○	○
うずもコミュニティセンター	知手中央 7-1-6	0299-90-5300	○	○	○	○	○	○	—	○	○
大野原西小学校	大野原 5-1-45	0299-93-2251	○	○	○	○	○	○	—	○	○
歴史民俗資料館	大野原 4-8-5	0299-90-1234	—	○	—	○	—	○	—	—	—
平泉児童センター	平泉 2783-3	0299-93-8820	—	○	—	○	—	○	—	—	—
神栖市ふれあいセンター「湯楽々」	奥野谷 6283-2	0299-90-5911	—	○	—	○	—	○	—	—	—
平泉コミュニティセンター	平泉 2751-2	0299-90-1300	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深芝小学校	深芝南 3-8	0299-95-5211	○	○	○	○	○	○	○	○	○
砂山都市緑地	東和田 21-2	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—
豊ヶ浜児童公園	波崎 9572-1	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—
仲町公園	波崎 9520-12	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
豊ヶ浜運動公園	波崎 9579	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
波崎東ふれあいセンター	波崎 9572-1	0479-44-1012	○	—	○	○	○	○	○	○	○
波崎体育館	波崎 9572-1	0479-44-5581	—	○	—	○	—	○	—	—	—
波崎灯台跡公園	波崎 9524-24	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—
はさき生涯学習センター	波崎 9591	0479-44-0001	—	○	—	○	—	○	—	○	—
波崎小学校	波崎 8759	0479-44-0059	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利根公園	波崎 8386-1	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—
海老台区民館	波崎 7620-1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
波崎第一中学校	波崎 7070	0479-44-0271	○	○	○	○	○	○	○	○	○
波崎総合支所・防災センター	波崎 6530	0479-44-1111	○	○	○	○	○	○	—	○	—
波崎西小学校	波崎 5011	0479-44-0074	○	○	○	○	○	○	○	○	○
舍利保育園	波崎 3355	0479-44-3310	—	○	—	○	—	○	—	—	—
漁業集落緑地広場	波崎 9420-1	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—
土合緑地	土合北 2-10-10	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—
土合運動公園	土合北 1-7-60	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
土合運動広場	土合東 2-10000-1	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—

施設名	所在地	電話 番号	指定 避難 所	指定緊急避難場所					非常 用井戸	災害 用備蓄	震度感知式 鍵ボックス 設置場所
				災害種別ごとの適否							
				地震	津波	洪水	高潮	土砂災害			
土合1号公園	土合本町 4-9809-11	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
やたべ土合小学校	土合南 3-16-36	0479-48-3001	○	○	○	○	○	○	○	○	○
植松小学校	土合本町 4-9809-2	0479-48-0462	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢田部公民館	土合本町 3-9809-15	0479-48-3311	○	○	○	○	○	○	—	○	○
波崎高校	土合本町 2-9928-1	0479-48-0044	○	○	○	○	○	○	○	○	—
波崎第四中学校	土合北 1-8-10	0479-48-5123	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土合体育館	土合北 1-7-60	0479-48-0019	○	○	○	○	○	○	○	—	—
神栖市教育センター	矢田部 3024	0479-26-3535	○	○	○	○	○	○	○	○	○
波崎第二中学校	矢田部 3120	0479-48-0014	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十町歩農村集落センター	矢田部 12655	0479-48-4213	—	○	—	○	—	○	—	—	—
須田小学校	須田 1177-13	0479-46-0024	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須田幼稚園	須田 1301-1	0479-46-1311	—	○	—	○	—	○	○	—	—
波崎第三中学校	須田 2340-1	0479-46-0042	○	○	○	○	○	○	○	○	○
若松中央児童公園	若松中央 4-103	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
若松緑地	砂山 15	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
若松公民館	砂山 15	0479-46-1115	○	○	○	○	○	○	—	○	○
宝山公園	砂山 18	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
柳川小学校	柳川中央 1-9-10	0479-46-0025	○	○	○	○	○	○	○	○	○
波崎柳川高校	柳川 1603-1	0479-46-2711	○	○	○	○	○	○	○	○	—
太田小学校	太田 598-2	0479-46-0013	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三番蔵児童公園	太田新町 4-2-3	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
押揚児童公園	太田新町 2-2-10	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
日和山農村集落センター	太田 1550-1	0479-48-5939	—	○	—	○	—	○	—	—	—
西押揚農村集落センター	太田 390	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—
神栖市はさき保健・交流センター	土合本町 1-8762-11	0479-21-5131	○	○	○	○	○	○	—	○	○

出典：神栖市 HP「指定緊急避難場所・指定避難所の一覧」を基に作成
(令和 7 年 2 月時点)

第2節 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち

1. 資源リサイクル・ごみ処理の現状

表 2-7 ごみの排出量

単位：t

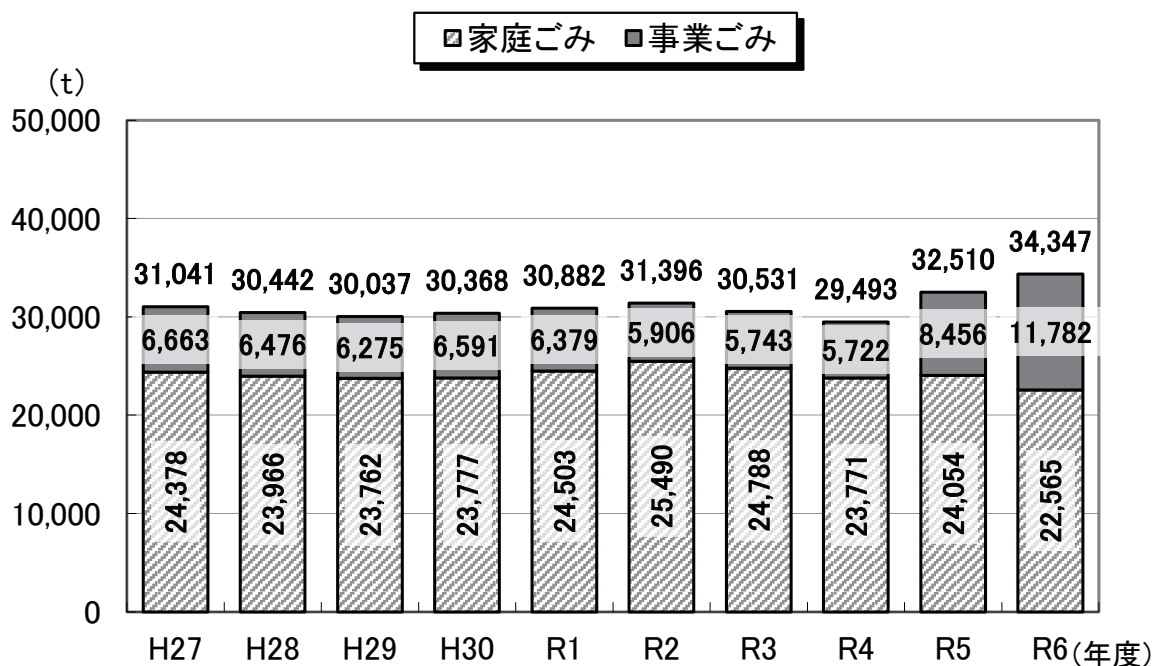
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
合計	31,041	30,442	30,037	30,368	30,882	31,396	30,531	29,493	32,510	34,347
家庭ごみ	24,378	23,966	23,762	23,777	24,503	25,490	24,788	23,771	24,054	22,565
事業ごみ	6,663	6,476	6,275	6,591	6,379	5,906	5,743	5,722	8,456	11,782

※ごみ排出量の算定方法、分類項目を「神栖市一般廃棄物処理基本計画」の改定に合わせて変更したため、環境基本計画の数値と一致しません。

出典：廃棄物対策課資料を基に作成

※令和2年度から令和5年度の数値について、「神栖市一般廃棄物処理基本計画」の改訂に伴い、変更しています。（以下、同様）

図 2-6 ごみ排出量の推移



出典：廃棄物対策課資料を基に作成

表 2-8 一人一日あたりごみ排出量

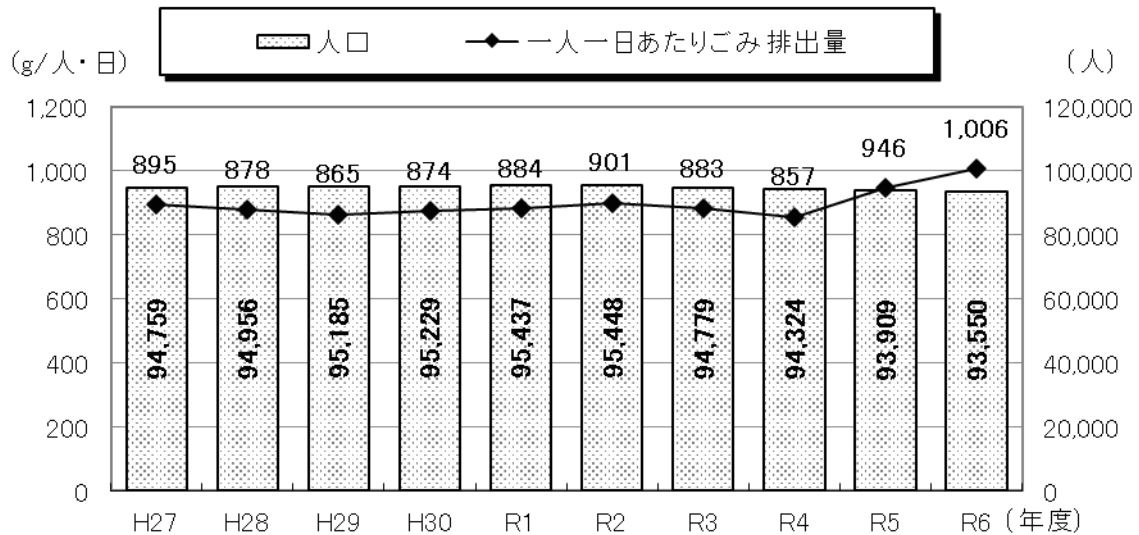
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一人一日あたりごみ排出量 (g/人・日)	895	878	865	874	884	901	883	857	946	1,006
人口 (人)	94,759	94,956	95,185	95,229	95,437	95,448	94,779	94,324	93,909	93,550

※一人一日あたりごみ排出量＝ごみ総排出量÷年間日数÷人口

※人口は各年度末時点

出典：廃棄物対策課及び神栖市 HP を基に作成

図 2-7 一人一日あたりごみ排出量



出典：廃棄物対策課資料を基に作成

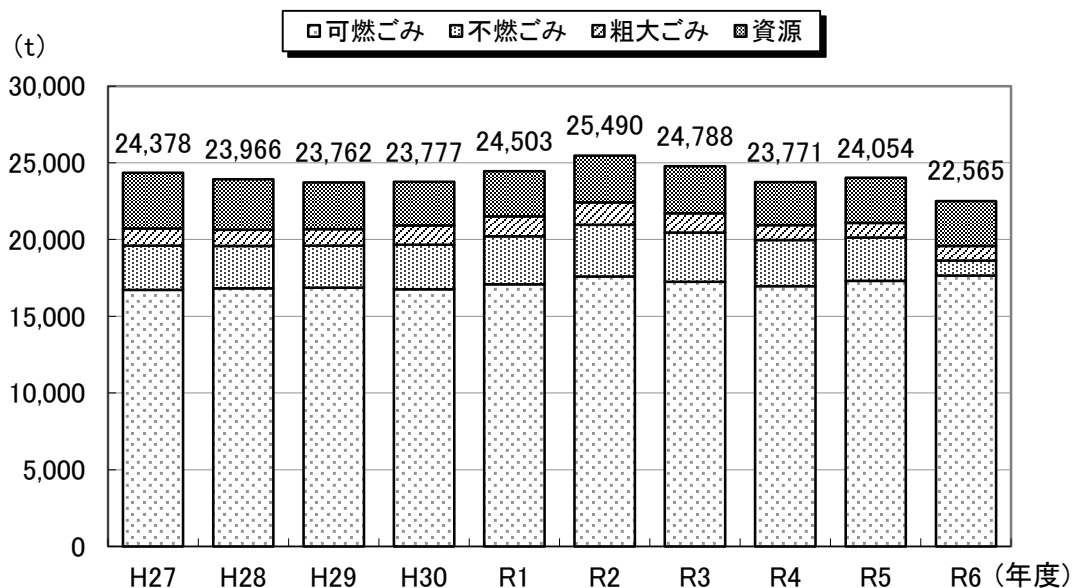
表 2-9 家庭ごみ排出量

単位：t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
合計	24,378	23,966	23,762	23,777	24,503	25,490	24,788	23,771	24,054	22,565
可燃ごみ	16,717	16,829	16,872	16,757	17,097	17,595	17,256	16,965	17,301	17,649
不燃ごみ	2,884	2,755	2,729	2,912	3,113	3,375	3,192	3,003	2,832	979
粗大ごみ	1,114	1,045	1,071	1,245	1,302	1,455	1,260	977	960	949
資源	3,635	3,298	3,053	2,845	2,949	3,036	3,059	2,799	2,927	2,935
その他のごみ	28	39	37	18	42	29	21	27	34	53

出典：廃棄物対策課資料を基に作成

図 2-8 家庭ごみ排出量内訳の推移



出典：廃棄物対策課資料を基に作成

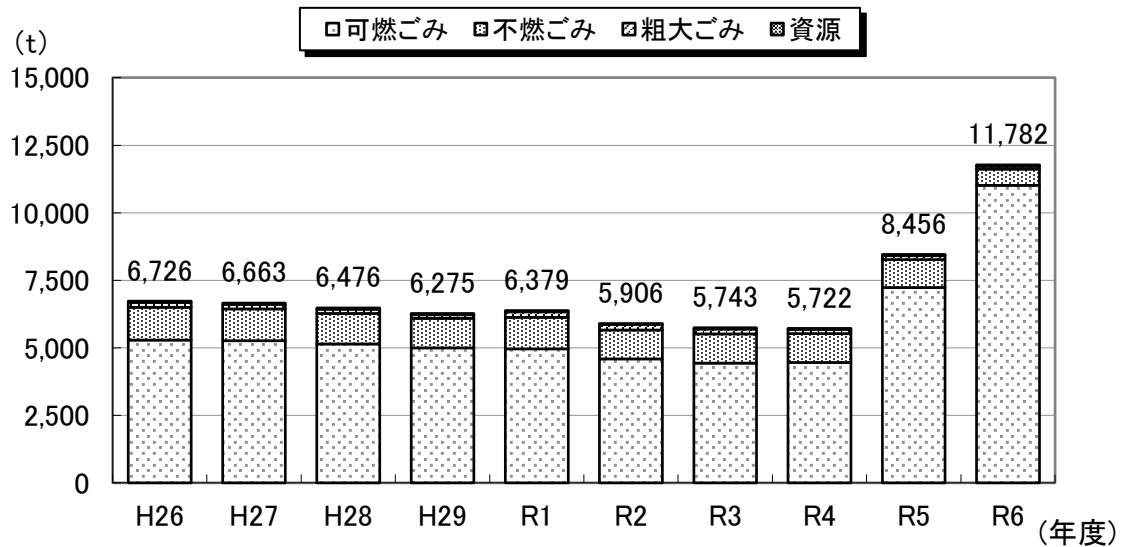
表 2-10 事業ごみ排出量

単位：t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
合計	6,663	6,476	6,275	6,591	6,379	5,906	5,743	5,722	8,456	11,782
可燃ごみ	5,264	5,146	4,999	5,215	4,966	4,591	4,438	4,464	7,238	11,019
不燃ごみ	1,181	1,131	1,088	1,152	1,161	1,069	1,074	1,068	1,025	594
粗大ごみ	167	155	142	182	202	202	179	148	150	113
資源	48	43	43	40	48	42	50	39	41	50
その他のごみ	3	1	3	2	2	2	2	3	2	6

出典：廃棄物対策課資料を基に作成

図 2-9 事業ごみ排出量の推移



出典：廃棄物対策課資料を基に作成

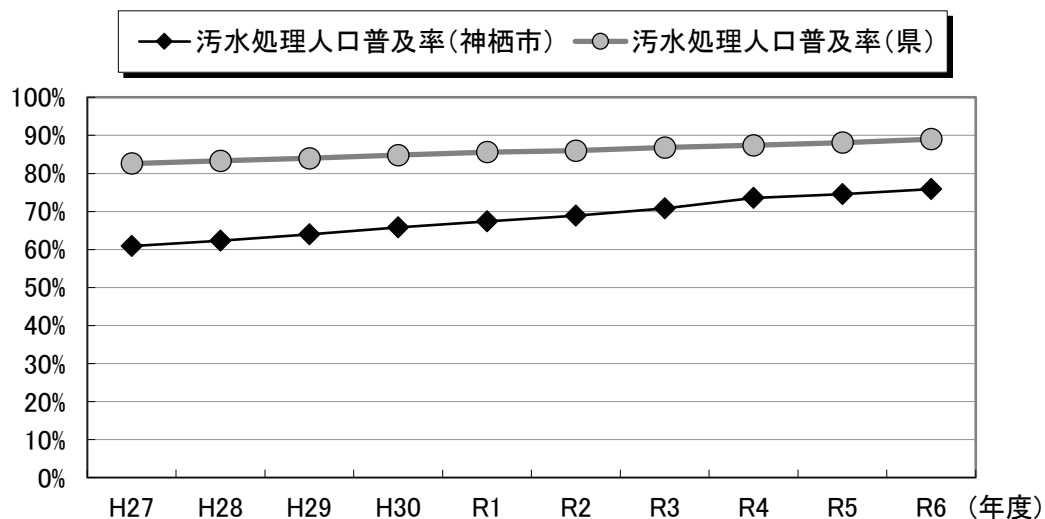
2. 汚水処理人口普及率

表 2-11 汚水処理人口普及率

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
汚水処理人口普及率(神栖市)	60.9%	62.3%	64.0%	65.8%	67.4%	68.9%	70.8%	73.5%	74.6%	75.9%
汚水処理人口普及率(県)	82.6%	83.3%	84.0%	84.8%	85.6%	86.0%	86.8%	87.4%	88.1%	89.0%

出典：茨城県 HP 「下水道の普及状況 汚水処理人口普及率」

図 2-10 神栖市と茨城県における汚水処理人口普及率の推移



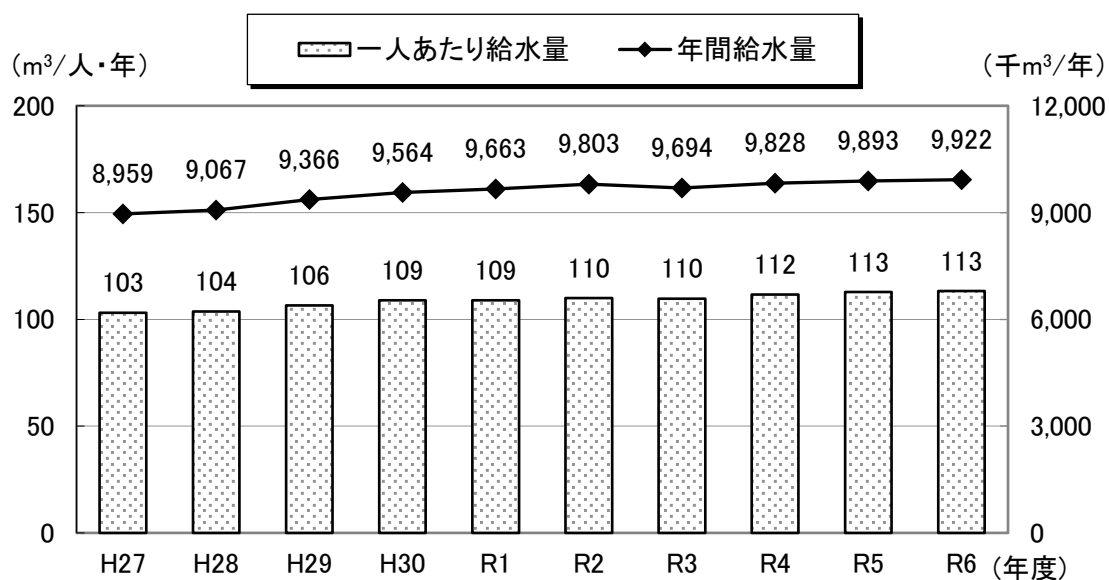
出典：茨城県 HP 「下水道の普及状況 汚水処理人口普及率」

表 2-12 上水道年間給水量及び一人あたり給水量

年度	年間給水量 (m^3)	一人あたり給水量 ($\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{年}$)
H27	8,959,001	103
H28	9,067,007	104
H29	9,366,061	106
H30	9,563,766	109
R1	9,662,890	109
R2	9,803,080	110
R3	9,694,479	110
R4	9,828,116	112
R5	9,893,291	113
R6	9,922,359	113

出典：水道課資料を基に作成

図 2-11 年間給水量及び一人あたり給水量の推移



出典：水道課資料を基に作成

第3節 自然といきものをまもり、共生するまち

1. 地目別面積

表 2-13 地目別面積割合の推移

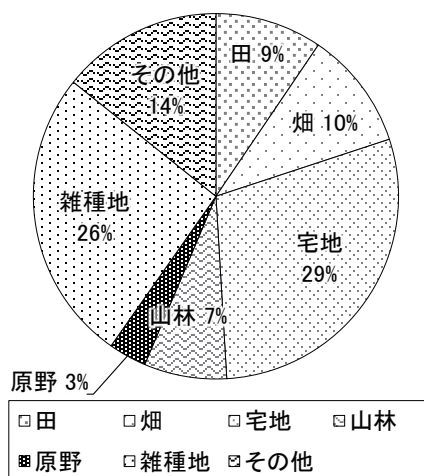
年	R2	R3	R4	R5	R6
田	10%	10%	10%	10%	9%
畑	11%	11%	11%	11%	10%
宅地	29%	29%	29%	29%	29%
山林	8%	7%	7%	7%	7%
原野	3%	3%	3%	3%	3%
雑種地	26%	26%	26%	26%	26%
その他	14%	14%	14%	14%	14%

※各年 1 月 1 日時点

※構成比は四捨五入により整数表示しているため、表示上の合計値と 100%が一致しない場合がある（原数値は 100%）。

出典：神栖市 HP「統計かみす」を基に作成

図 2-12 地目別面積割合



出典：神栖市 HP「統計かみす」を基に作成
(令和 6 年 1 月時点)

2. 動物

表 2-14 鳥類生息調査結果（カモ類）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
神之池	11 種	12 種	12 種	12 種	9 種	9 種	11 種	8 種	9 種	9 種
	4,121 羽	5,805 羽	3,286 羽	5,975 羽	12,639 羽	2,224 羽	5,214 羽	2,534 羽	3,261 羽	3,606 羽
波崎新港	8 種	11 種	4 種	2 種	4 種	3 種	3 種	2 種	2 種	5 種
	473 羽	401 羽	112 羽	65 羽	38 羽	15 羽	48 羽	9 羽	14 羽	30 羽

※ガンカモ類の生息調査とは、ガンカモ類(ガン・カモ・ハクチョウ類)の冬期の生息状況の調査を毎年 1 月中旬、都道府県の協力を得つつ全国一斉に実施し、野生生物保護行政に必要な資料とするために環境省がとりまとめるものです。

※ハクチョウ類、ガン類は鳥類生息調査において確認されていません。

出典：「生物多様性情報システム」（ガンカモ類の生息調査）（環境省）を基に作成

3. 指定文化財

国の文化財保護法及び県文化財保護条例により、歴史上または学術上(芸術上、鑑賞上)価値の高いものを文化財とし、そのうち重要なものを「国、県指定文化財」として保護しています。

また、神栖市では神栖市文化財保護条例により、市にとって特に重要と認めるものを「市指定文化財」として保護しています。

表 2-15 神栖市内の指定文化財

指定区分	種類	名称	所在地	管理者
国	建造物	山本家住宅	奥野谷	山本信三郎
県	彫刻	木造 釈迦涅槃像	波崎	神善寺
県	彫刻	木造 大日如来座像	波崎	神善寺
県	天然記念物	波崎の大タブ	波崎	神善寺
県	天然記念物	ウチワサボテン群生地	太田	教育委員会
市	建造物	釈迦堂	波崎	神善寺
市	絵画	紙本 両界曼荼羅	波崎	神善寺
市	絵画	絹本 釈迦涅槃画	矢田部	正福寺
市	絵画	紙本 両界曼荼羅	矢田部	正福寺
市	彫刻	木造 地藏菩薩立像	波崎	神善寺
市	彫刻	一石宝篋印塔	波崎	神善寺
市	彫刻	木造 薬師三尊像	矢田部	正福寺
市	彫刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺
市	彫刻	木造 阿弥陀如来座像	矢田部	正福寺
市	彫刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺
市	彫刻	木造 阿弥陀如来座像	波崎	廣幢院
市	彫刻	木造 毘沙門天立像	波崎	廣幢院
市	彫刻	木造 兜跋毘沙門天像	波崎	廣幢院
市	典籍	木版刷 大般若波羅密多經	波崎	神善寺
市	典籍	木版刷 大般若波羅密多經	矢田部	正福寺
市	書跡	写經石	下幡木	弥勒院
市	史跡	浄妙塚	筒井	筒井区
市	無形民俗文化財	獅子舞	田畑	獅子舞保存会
市	無形民俗文化財	孫渡し	下幡木	下幡木区
市	無形民俗文化財	手子后神社 大潮祭鳴り物	波崎	波崎鳴物保存会
市	無形民俗文化財	大鳥神社 酉祭	矢田部	東海区、西前宿区、上中区
市	無形民俗文化財	益田神社 獅子舞	波崎	舍利鳴物保存会
市	天然記念物	ハマナス自生地	波崎豊ヶ浜	教育委員会
市	天然記念物	イヌマキ	波崎	廣幢院

出典：神栖市 HP「指定文化財一覧表」を基に作成
(令和 7 年 2 月時点)

第4節 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち

1. 大気汚染物質

大気汚染常時監視測定局で測定されており国立環境研究所環境数値データベースで掲載している物質のうち、神栖市に測定局がある物質について掲載します。

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。大気汚染物質のうち、表 2-17 に示す物質について環境基準が定められています。

表 2-16 把握している大気汚染物質

略称	物質名	単位	物質の説明(環境影響等)
SO ₂	二酸化硫黄	ppm ^{※1}	石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄(S)が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。
NO ₂	二酸化窒素	ppm	窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)の形で大気中に存在する。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多様で、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。
NO _x	窒素酸化物	ppm	
CO	一酸化炭素	ppm	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
O _x	光化学オキシダント	ppm	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。
NMHC	非メタン炭化水素	ppmC ^{※2}	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。
THC	全炭化水素	ppmC	
SPM	浮遊粒子状物質	mg/m ³ ^{※3}	浮遊粉じんのうち、10μm 以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

※1：ppm とは、容量比や重量比を表す単位で、1ppm とは、空気 1m³ 中に物質が 1cm³ 含まれる場合をいいます。
ppm は、「parts per million」の略称で 100 万分の 1 のことです。

※2：ppmC とは、大気中の炭化水素類を表す単位で、1ppmC とは、空気 1m³ 中に炭素数が 1 のメタンに換算された物質が 1cm³ 含まれる場合をいいます。

※3：mg/m³ とは、重量濃度を表す単位で、1mg/m³ とは、空気 1m³ 中に物質が 1mg 含まれる場合をいいます。

出典：環境展望台 大気汚染常時監視データ

表 2-17 環境基準

略称	物質名	環境基準
SO ₂	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
NO ₂	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
CO	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
O _x	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
SPM	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
PM2.5	微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

出典：環境省 大気汚染に係る環境基準

表 2-18 二酸化硫黄の推移（日平均値の2%除外値）

単位：ppm

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
神栖下幡木		-	-	-	-	-	-	-	-
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿島事務所		-	-	-	-	-	-	-	-
神栖高浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	0.006	0.006	0.010	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.003
神栖一貫野	0.006	0.006	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004
神栖知手		-	-	-	-	-	-	-	-
神栖横瀬		-	-	-	-	-	-	-	-
軽野東小学校		-	-	-	-	-	-	-	-
神栖市役所		-	-	-	-	-	-	-	-
深芝神社		-	-	-	-	-	-	-	-
白十字病院		-	-	-	-	-	-	-	-
青販連センター		-	-	-	-	-	-	-	-
波崎太田	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
植松小学校		-	-	-	-	-	-	-	-
太田小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若松幼稚園		-	-	-	-	-	-	-	-
北若松1号公園		-	-	-	-	-	-	-	-
波崎小学校		-	-	-	-	-	-	-	-
最高	0.006	0.006	0.010	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.004
平均	0.005	0.005	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
最低	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
基準	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

※1：「大気汚染常時監視データ」については、最新の公表年が令和5年度であるため、本報告における算出には、令和6年度値ではなく令和5年度値を用いています。（以下、同様）

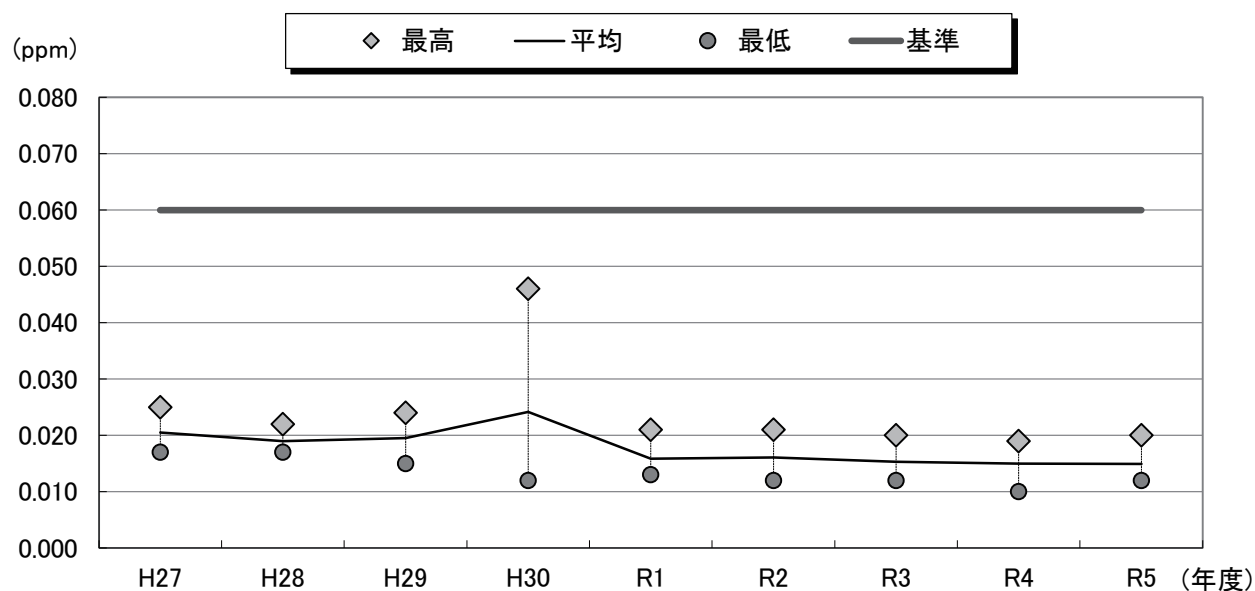
表 2-19 二酸化窒素の推移（日平均値の年間 98%値）

単位：ppm

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
神栖下幡木	0.021	0.018	0.018	0.015	0.014	0.015	0.013	0.013	0.013
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿島事務所	0.023	0.021	0.021	0.019	0.017	0.018	0.015	0.016	0.016
神栖高浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	0.025	0.022	0.024	0.021	0.018	0.019	0.017	0.017	0.016
神栖一貫野	0.018	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
神栖知手	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖横瀬	0.019	0.018	0.017	0.016	0.013	0.014	0.016	0.012	0.012
軽野東小学校	-	-	0.024	0.046	0.021	0.021	0.020	0.019	0.020
神栖市役所	-	-	0.022	0.034	0.017	0.016	0.016	0.017	0.015
深芝神社	-	-	0.021	0.032	0.017	0.018	0.017	0.019	0.017
白十字病院	-	-	0.019	0.032	0.014	0.015	0.013	0.013	0.014
青販連センター	-	-	0.021	0.037	0.018	0.012	0.019	0.018	0.018
波崎太田	0.017	0.018	0.016	0.015	0.013	0.014	0.012	0.013	0.013
若松幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北若松1号公園	-	-	0.019	0.019	0.017	0.020	0.016	0.015	0.016
波崎小学校	-	-	0.015	0.012	0.013	0.013	0.012	0.010	0.012
最高	0.025	0.022	0.024	0.046	0.021	0.021	0.020	0.019	0.020
平均	0.021	0.019	0.020	0.024	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015
最低	0.017	0.017	0.015	0.012	0.013	0.012	0.012	0.010	0.012
基準	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

図 2-13 二酸化窒素濃度の推移（日平均値の年間 98%値）



出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

表 2-20 窒素酸化物の推移（年平均値）

単位：ppm

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
神栖下幡木	-	0.009	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿島事務所	-	0.016	0.014	0.013	0.011	0.01	0.009	0.009	0.008
神栖高浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	-	0.015	0.016	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
神栖一貫野	-	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
神栖知手	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖横瀬	-	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006	0.007	0.006	0.005
軽野東小学校	-	-	0.01	0.014	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
神栖市役所	-	-	0.012	0.013	0.011	0.009	0.009	0.01	0.008
深芝神社	-	-	0.013	0.013	0.011	0.01	0.01	0.009	0.009
白十字病院	-	-	0.01	0.017	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
青販連センター	-	-	0.01	0.013	0.009	0.007	0.008	0.009	0.008
波崎太田	-	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
若松幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北若松1号公園	-	-	0.008	0.007	0.007	0.008	0.006	0.006	0.007
波崎小学校	-	-	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
最高	-	0.016	0.016	0.017	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
平均	-	0.011	0.010	0.011	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
最低	-	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

表 2-21 一酸化炭素の推移（日平均値の2%除外値）

単位：ppm

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
深芝神社	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最高	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
平均	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
最低	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
基準	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

表 2-22 光化学オキシダントの推移（昼間の 1 時間値の最高値）

単位：ppm

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
神栖下幡木	0.093	0.082	0.093	0.102	0.098	0.073	0.081	0.099	0.104
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	0.105	0.080	0.095	0.099	0.116	0.078	0.084	0.090	0.102
神栖横瀬	0.116	0.085	0.112	0.093	0.104	0.083	0.082	0.094	0.110
軽野東小学校		-	0.110	0.087	0.114	0.084	0.088	0.099	0.102
神栖市役所		-	0.097	0.094	0.119	0.080	0.085	0.105	0.097
深芝神社		-	0.095	0.096	0.115	0.082	0.084	0.102	0.111
白十字病院		-	0.096	0.085	0.117	0.091	0.085	0.116	0.107
青販連センター		-	0.090	0.093	0.115	0.081	0.080	0.098	0.104
波崎太田	0.117	0.096	0.115	0.103	0.124	0.084	0.099	0.114	0.116
最高	0.117	0.096	0.115	0.103	0.124	0.091	0.099	0.116	0.116
平均	0.108	0.086	0.100	0.095	0.114	0.082	0.085	0.102	0.106
最低	0.093	0.080	0.090	0.085	0.098	0.073	0.080	0.090	0.097
基準	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

表 2-23 非メタン炭化水素の推移（年平均値）

単位：ppm

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿島事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	-	0.090	0.090	0.110	0.110	0.120	0.100	0.080	0.070
神栖市役所	-	-	0.150	0.100	0.090	0.100	0.100	0.090	0.080
波崎太田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最高	-	0.090	0.150	0.110	0.110	0.120	0.100	0.090	0.080
平均	-	0.090	0.120	0.105	0.100	0.110	0.100	0.085	0.075
最低	-	0.090	0.090	0.100	0.090	0.100	0.100	0.080	0.070

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

表 2-24 全炭化水素の推移（年平均値）

単位：ppm

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿島事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	-	2.070	2.060	2.070	2.090	2.110	2.110	2.100	2.090
神栖市役所	-	-	2.120	2.060	2.060	2.090	2.110	2.110	2.110
波崎太田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最高	-	2.070	2.120	2.070	2.090	2.110	2.110	2.110	2.110
平均	-	2.070	2.090	2.065	2.075	2.100	2.110	2.105	2.100
最低	-	2.070	2.060	2.060	2.060	2.090	2.110	2.100	2.090

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

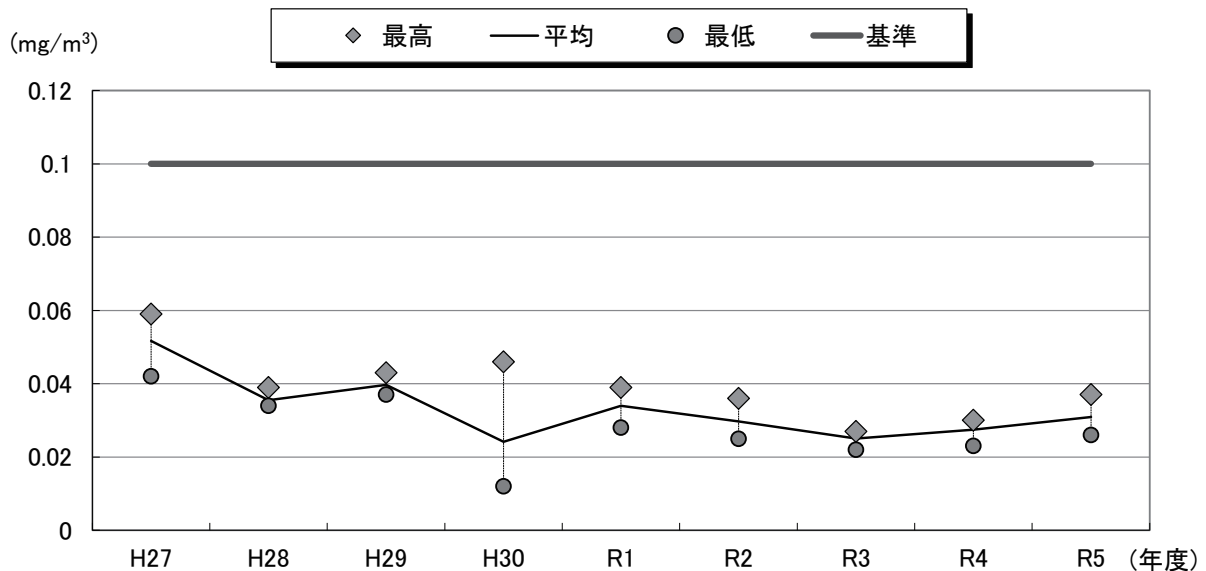
表 2-25 浮遊粒子状物質の推移（日平均値の2%除外値）

単位：mg/m³

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※1
神栖下幡木	0.052	0.034	0.038	0.015	0.033	0.030	0.027	0.028	0.034
国設鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿島事務所	0.051	0.034	0.039	0.019	0.035	0.036	0.026	0.028	0.034
神栖高浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖消防	0.042	0.039	0.043	0.021	0.039	0.030	0.027	0.027	0.034
神栖一貫野	0.059	0.034	0.038	0.016	0.035	0.030	0.024	0.027	0.032
神栖知手	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神栖横瀬	0.053	0.036	0.039	0.016	0.033	0.029	0.026	0.027	0.033
軽野東小学校	-	-	0.039	0.046	0.029	0.029	0.024	0.026	0.029
神栖市役所	-	-	0.038	0.034	0.033	0.032	0.024	0.029	0.029
深芝神社	-	-	0.043	0.032	0.034	0.031	0.024	0.028	0.028
白十字病院	-	-	0.039	0.032	0.032	0.032	0.024	0.027	0.026
青販連センター	-	-	0.040	0.037	0.028	0.028	0.022	0.023	0.027
波崎太田	0.053	0.036	0.041	0.015	0.037	0.026	0.027	0.030	0.037
植松小学校	-	-	0.042	-	0.037	0.030	0.024	0.027	0.030
太田小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若松幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北若松1号公園	-	-	0.040	0.019	0.035	0.028	0.027	0.030	0.033
波崎小学校	-	-	0.037	0.012	0.036	0.025	0.025	0.027	0.027
最高	0.059	0.039	0.043	0.046	0.039	0.036	0.027	0.030	0.037
平均	0.052	0.036	0.040	0.024	0.034	0.030	0.025	0.027	0.031
最低	0.042	0.034	0.037	0.012	0.028	0.025	0.022	0.023	0.026
基準	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100

出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

図 2-14 浮遊粒子状物質濃度の推移（日平均値の2%除外値）



出典：環境展望台「大気汚染常時監視データ」を基に作成

2. 水質

(1) 地下水質

「継続監視調査」とは平成元年度から令和 2 年度の調査において、砒素、トリクロロエチレン等が環境基準を超過した井戸について、水質の経年的な推移を把握するために茨城県等が測定を実施している調査のことです。令和 6 年度に神栖市では、29 箇所で測定を行いました。

表 2-26 令和 6 年度地下水質継続監視調査結果（茨城県）

所在地	環境基準項目 (mg/L)						測定機関
	砒素	一・一・一・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	亜硝酸性窒素 硝酸性窒素 及び	ふっ素	
環境基準値	0.010	1	0.010	0.0100	10.0	0.8	
神栖市横瀬	0.045	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市太田	-	不検出	0.008	0.0073	-	-	茨城県
神栖市太田	-	不検出	0.002	0.0024	-	-	茨城県
神栖市矢田部	0.014	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市矢田部	0.011	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市須田	-	-	-	-	8.9	-	茨城県
神栖市波崎	0.019	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市波崎	0.029	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市波崎	0.014	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市息栖	-	-	不検出	0.0049	-	-	茨城県
神栖市高浜	-	-	0.014	0.0210	-	-	茨城県
神栖市太田	0.012	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市知手中央	0.014	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市奥野谷	0.014	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市石神	0.025	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市下幡木	0.052	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市下幡木	-	-	-	-	-	5.2	茨城県
神栖市知手	-	-	-	-	22.0	-	茨城県
神栖市矢田部	-	-	-	-	15.0	-	茨城県
神栖市柳川中央	-	-	-	-	9.4	-	茨城県
神栖市高浜	-	-	-	-	4.6	-	茨城県
神栖市土合西	0.032	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市波崎	0.013	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市矢田部	-	-	-	-	11.0	-	茨城県
神栖市矢田部	0.014	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市波崎	-	-	-	-	4.8	-	茨城県
神栖市太田	-	-	-	-	24.0	-	茨城県
神栖市下幡木	0.026	-	-	-	-	-	茨城県
神栖市知手	0.024	-	-	-	-	-	茨城県

出典：茨城県「地下水の水質測定結果」を基に作成

(2) 海域における水質

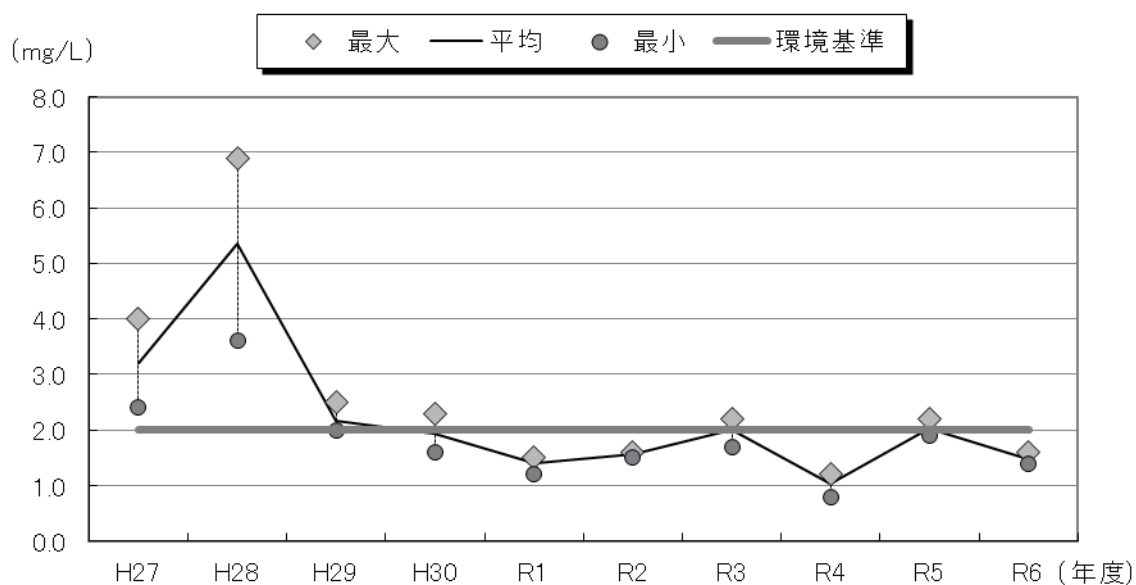
表 2-27 鹿島灘海域における化学的酸素要求量（COD）の推移

単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
日川浜	2.4	3.6	2.0	1.9	1.5	1.5	2.2	1.2	2.2	1.4
松下	4.0	5.6	2.0	2.3	1.2	1.6	2.1	1.1	1.9	1.4
豊ヶ浜	3.2	6.9	2.5	1.6	1.5	1.6	1.7	0.8	2.0	1.6
最大	4.0	6.9	2.5	2.3	1.5	1.6	2.2	1.2	2.2	1.6
平均	3.2	5.4	2.2	1.9	1.4	1.6	2.0	1.0	2.0	1.5
最小	2.4	3.6	2.0	1.6	1.2	1.5	1.7	0.8	1.9	1.4
環境基準	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

出典：環境課資料を基に作成

図 2-15 鹿島灘海域における化学的酸素要求量（COD）の推移



出典：環境課資料を基に作成

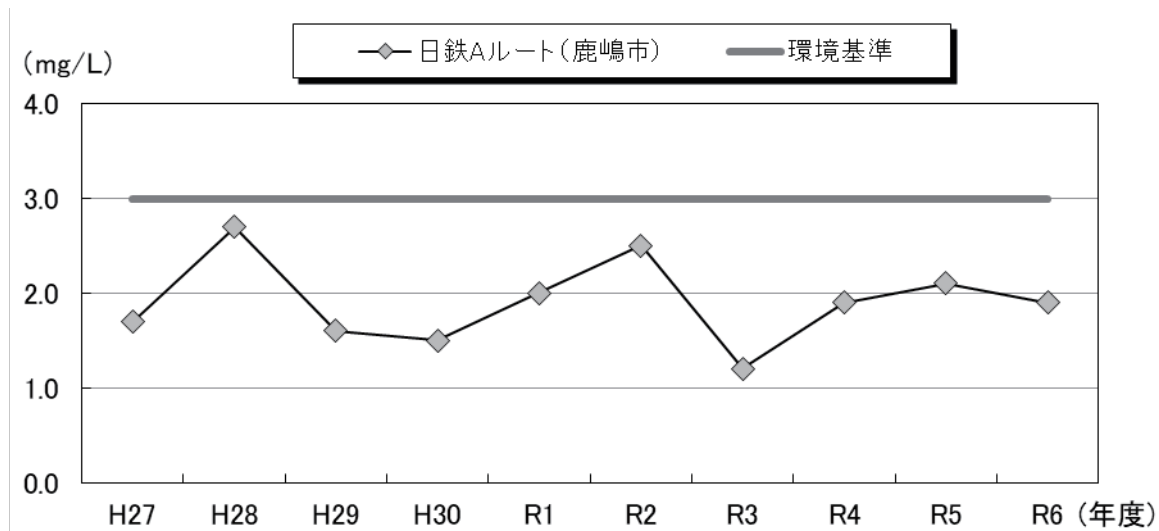
表 2-28 港湾北部における化学的酸素要求量（COD）の推移

単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
日鉄 A ルート (鹿嶋市)	1.7	2.7	1.6	1.5	2.0	2.5	1.2	1.9	2.1	1.9
最大	1.7	2.7	1.6	1.5	2.0	2.5	1.2	1.9	2.1	1.9
平均	1.7	2.7	1.6	1.5	2.0	2.5	1.2	1.9	2.1	1.9
最小	1.7	2.7	1.6	1.5	2.0	2.5	1.2	1.9	2.1	1.9
環境基準	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

出典：環境課資料を基に作成

図 2-16 港湾北部における化学的酸素要求量（COD）の推移



出典：環境課資料を基に作成

表 2-29 深芝沖における化学的酸素要求量（COD）の推移

単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
JERA 排水口 (旧 東電排水口)	-	2.6	3.1	1.1	1.3	1.9	2.9	1.0	2.0	2.1
最大	-	2.6	3.1	1.1	1.3	1.9	2.9	1.0	2.0	2.1
平均	-	2.6	3.1	1.1	1.3	1.9	2.9	1.0	2.0	2.1
最小	-	2.6	3.1	1.1	1.3	1.9	2.9	1.0	2.0	2.1
環境基準	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

出典：環境課資料を基に作成

表 2-30 鹿島港内における化学的酸素要求量（COD）の推移

単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中央航路入り口	-	3.1	1.9	1.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.6	4.5
中央航路奥	-	2.9	2.9	1.3	2.5	2.7	1.4	1.9	2.1	1.9
南航路	-	2.8	2.3	1.2	2.2	2.4	1.6	1.9	2.6	1.9
北航路 (鹿嶋市)	-	3.6	1.9	2.0	3.9	2.3	1.1	1.8	2.7	3.3
最大	-	3.6	2.9	2.0	3.9	2.7	1.6	1.9	2.7	4.5
平均	-	3.1	2.3	1.6	2.7	2.4	1.4	1.8	2.3	2.9
最小	-	2.8	1.9	1.2	2.2	2.2	1.1	1.6	1.6	1.9
環境基準	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

出典：環境課資料を基に作成

(3) 湖沼における水質

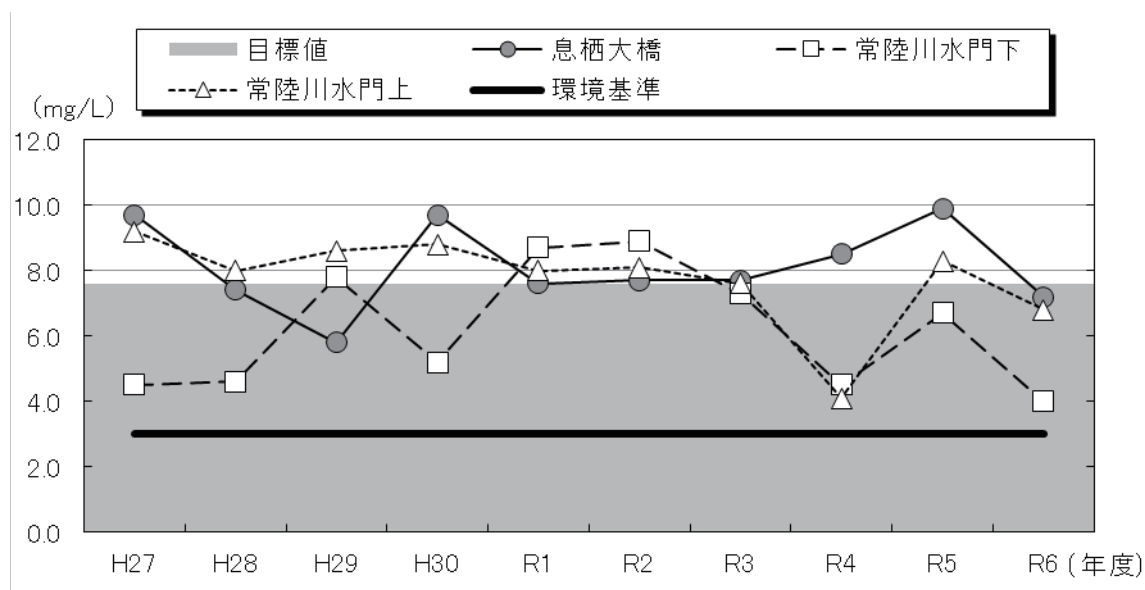
表 2-31 常陸利根川における化学的酸素要求量（COD）の推移

単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
息栖大橋	9.7	7.4	5.8	9.7	7.6	7.7	7.7	8.5	9.9	7.2
常陸川水門下	4.5	4.6	7.8	5.2	8.7	8.9	7.3	4.5	6.7	4.0
常陸川水門上	9.2	8.0	8.6	8.8	8.0	8.1	7.6	4.1	8.3	6.8
目標値	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
環境基準	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

出典：環境課資料を基に作成

図 2-17 常陸利根川における化学的酸素要求量（COD）の推移



出典：環境課資料を基に作成

表 2-32 神之池における化学的酸素要求量（COD）の推移

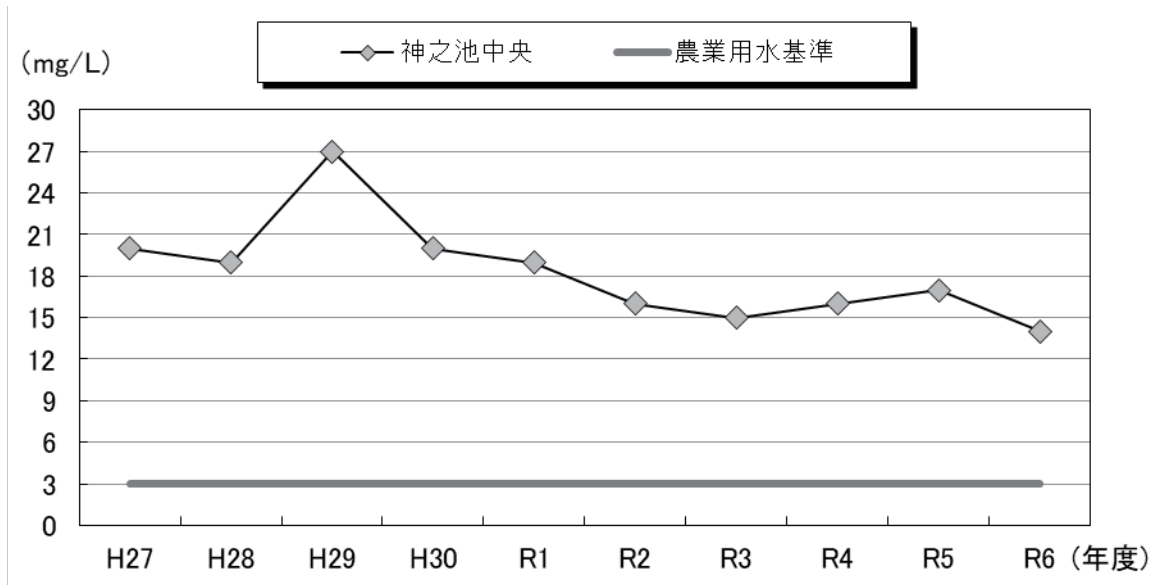
単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
神之池中央	20	19	27	20	19	16	15	16	17	14
農業用水基準	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

※湖沼分類されていないことから、環境基準が存在しない為、水源としている常陸利根川の基準を準用しています。

出典：環境課資料を基に作成

図 2-18 神之池における化学的酸素要求量（COD）の推移



出典：環境課資料を基に作成

表 2-33 北浦における化学的酸素要求量（COD）の推移

単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
神宮橋	-	14	13	17	12	12	13	12	16	9.5
環境基準	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

出典：環境課資料を基に作成

(4) 河川における水質

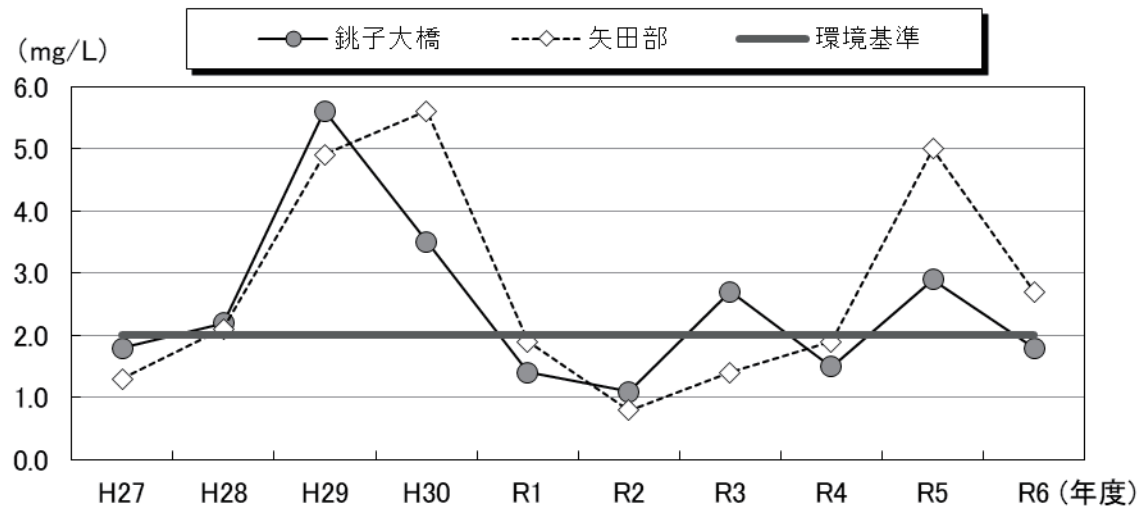
表 2-34 利根川下流における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移

単位：mg/L

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
銚子大橋	1.8	2.2	5.6	3.5	1.4	1.1	2.7	1.5	2.9	1.8
矢田部	1.3	2.1	4.9	5.6	1.9	0.8	1.4	1.9	5.0	2.7
環境基準	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

出典：環境課資料を基に作成

図 2-19 利根川下流生物化学的酸素要求量（BOD）の推移



出典：環境課資料を基に作成

3. 騒音・振動

表 2-35 道路交通騒音の推移

単位：dB

調査地点	時間区分	調査結果(年度)										環境基準
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
神栖市役所前	昼	71	69	71	70	70	71	71	72	70	70	70
	夜	68	65	68	66	67	67	67	67	66	67	65
息栖大橋	昼	75	74	74	70	73	74	74	74	74	73	70
	夜	73	73	72	69	72	72	72	73	73	73	65
下幡木	昼	70	70	69	68	68	69	69	70	68	69	70
	夜	65	65	65	64	63	64	63	64	63	65	65
平泉	昼	66	64	65	64	63	64	64	67	65	65	70
	夜	61	60	61	61	58	59	59	60	59	60	65
知手	昼	72	73	74	74	73	72	71	72	71	71	70
	夜	67	69	69	68	69	66	66	66	66	66	65
奥野谷浜	昼	66	67	67	68	67	67	67	67	67	66	70
	夜	59	58	58	59	60	58	57	59	58	58	65
石神	昼	72	72	72	71	71	72	72	73	72	71	65
	夜	68	69	68	68	67	68	68	68	68	69	60
常陸川大橋	昼	69	67	67	67	67	64	64	65	60	60	70
	夜	64	62	62	63	63	58	58	58	55	57	65
矢田部	昼	68	68	68	68	68	72	71	72	70	69	70
	夜	63	63	63	62	63	66	65	63	64	63	65
銚子大橋	昼	69	69	69	68	68	68	68	69	69	66	70
	夜	64	65	65	63	64	63	63	63	64	62	65

※時間区分は、「昼」を6時から21時、「夜」を21時から翌6時としています。

※網掛けは環境基準を上回っていることを示しています。

出典：環境課資料を基に作成

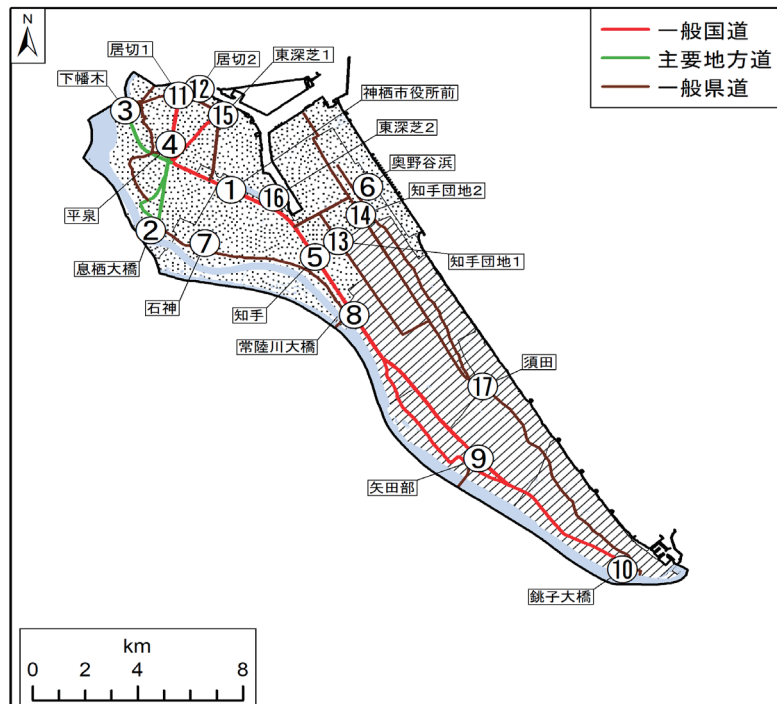
表 2-36 各地点の交通量台数の推移

単位：台/時間

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
神栖市役所前	35,105	36,775	37,484	44,663	40,146	40,313	40,438	37,799	37,838	38,196
息栖大橋	23,643	23,800	24,152	22,876	22,204	23,646	23,522	22,882	23,299	23,077
下幡木	20,432	20,698	21,499	20,246	19,638	20,787	20,266	20,084	20,618	20,997
平泉	24,953	24,865	29,347	26,618	26,539	27,546	27,785	25,183	26,341	26,141
知手	26,175	26,432	27,213	26,907	26,237	26,780	26,574	25,470	25,457	25,372
奥野谷浜	4,813	4,645	4,999	4,442	4,624	4,867	5,113	4,117	4,801	4,829
石神	12,564	13,915	13,331	11,781	12,381	12,852	12,980	12,508	12,737	12,225
常陸川大橋	15,618	13,875	13,066	15,958	15,623	16,141	16,379	15,883	16,071	16,154
矢田部	18,802	19,108	19,722	16,609	19,028	18,890	18,738	16,057	16,878	16,690
銚子大橋	24,363	23,329	24,811	23,715	23,277	24,239	24,444	20,615	21,382	21,178
居切1	34,600	33,480	31,434	32,686	27,328	33,204	33,387	30,301	32,866	30,762
居切2	25,444	26,342	26,847	29,600	25,353	27,061	27,301	25,237	25,395	24,970
知手団地1	13,270	12,582	12,405	11,448	12,259	12,360	12,591	10,255	10,517	11,714
知手団地2	11,128	10,684	10,803	10,409	11,320	10,410	10,661	9,494	9,612	9,717
東深芝1	17,700	21,332	20,812	21,166	20,515	20,718	20,639	19,626	20,186	19,641
東深芝2	26,525	26,228	24,785	25,129	24,448	24,961	24,920	23,065	23,731	23,376
須田	8,875	9,448	9,556	8,608	8,962	8,892	8,939	8,787	8,480	8,466

出典：環境課資料を基に作成

図 2-20 交通量台数調査地点（神栖市）



出典：環境課資料を基に作成

図 2-21 交通量調査地点ごとの交通量台数の推移（1/2）

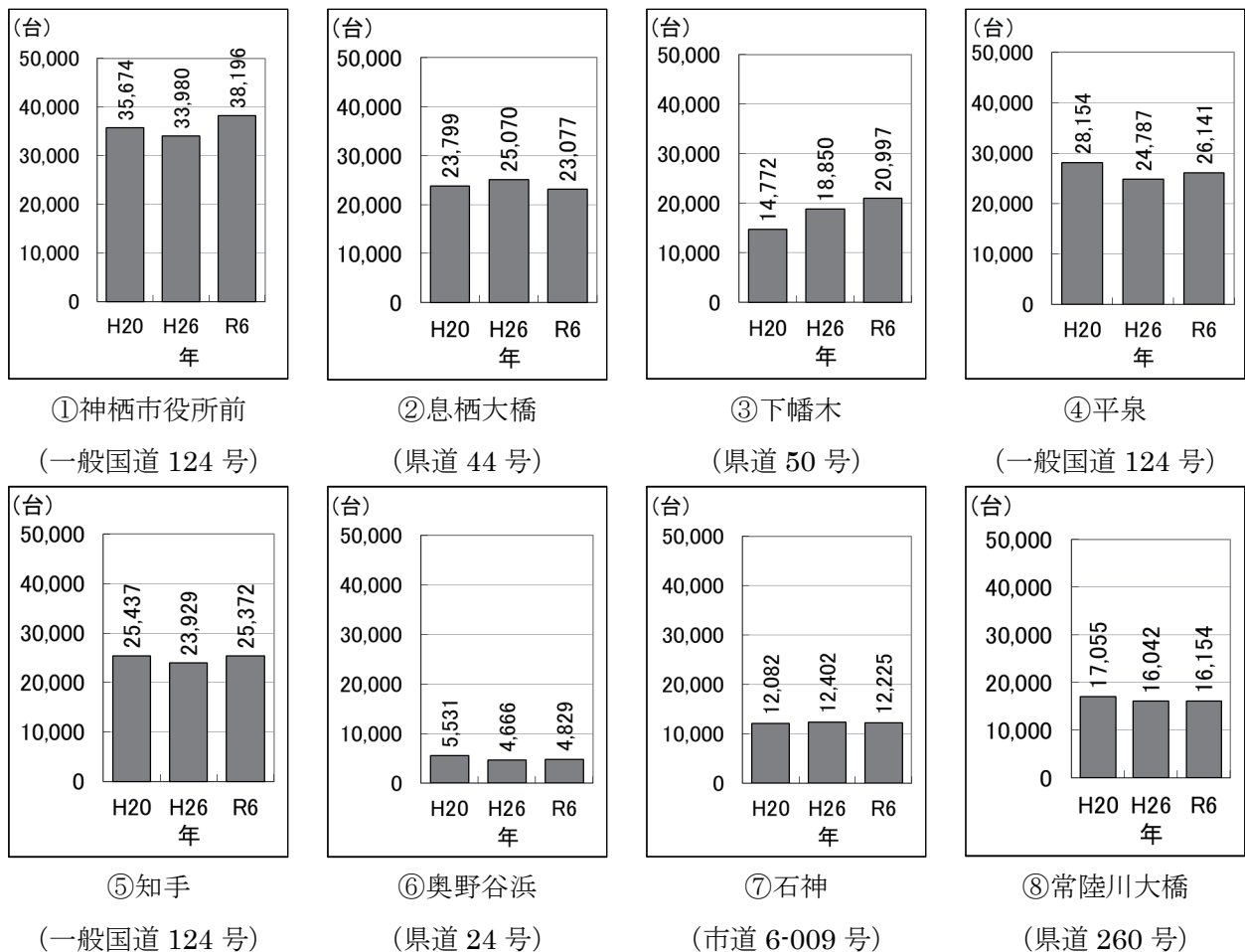
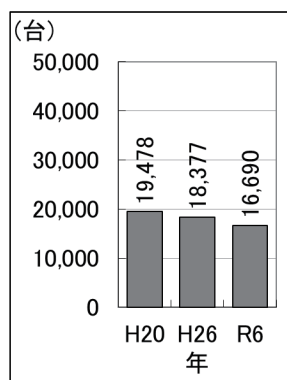
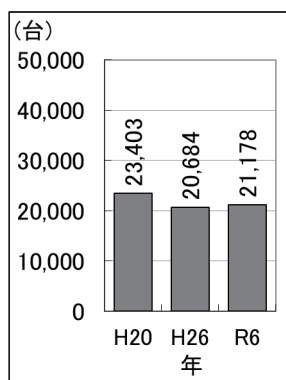


図 2-22 交通量調査地点ごとの交通量台数の推移 (2/2)



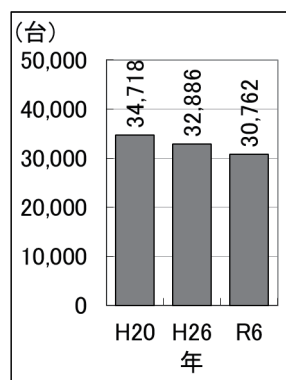
⑨ 矢田部

(一般国道 124 号)



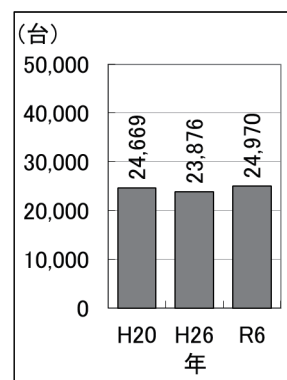
⑩ 銚子大橋

(一般国道 124 号)



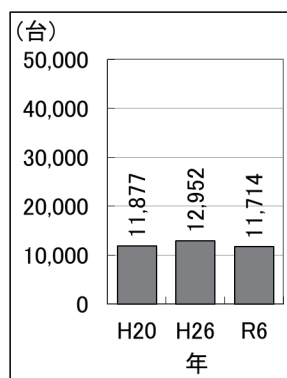
⑪ 居切 1

(一般国道 124 号)



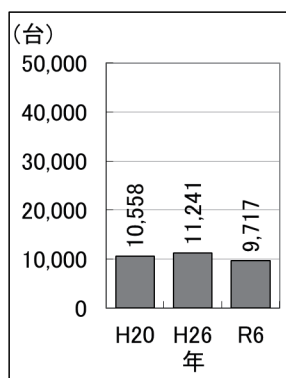
⑫ 居切 2

(県道 239 号)



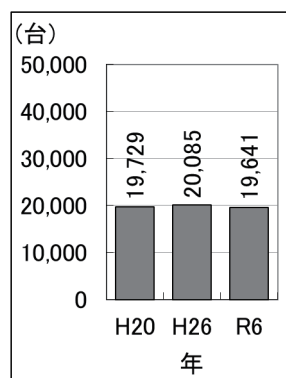
⑬ 知手団地 1

(県道 241 号)



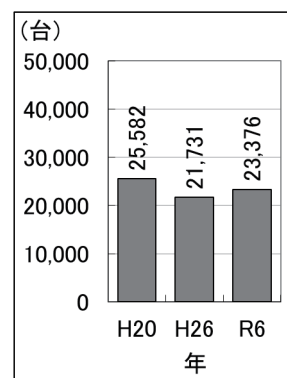
⑭ 知手団地 2

(県道 117 号)



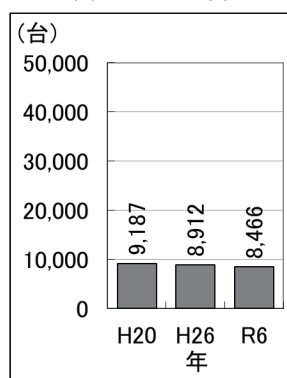
⑮ 東深芝 1

(市道 8-0105 号)



⑯ 東深芝 2

(市道 8-0105 号)



⑰ 須田

(県道 117 号)

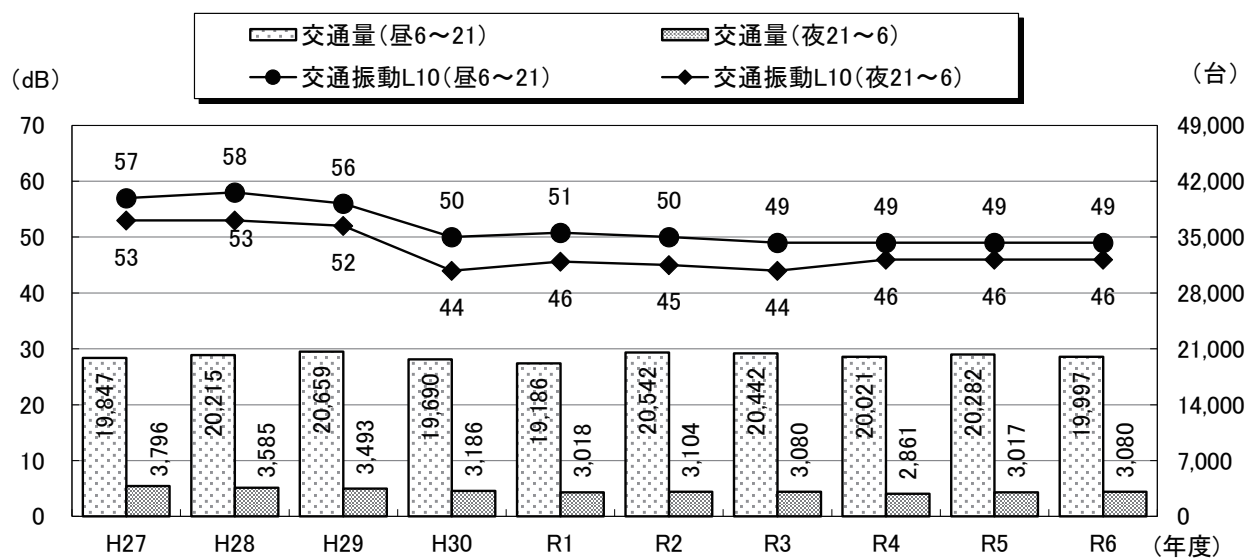
表 2-37 環境測定結果（振動）の推移

単位：dB

調査地点	時間区分	調査結果(年度)										要請限度
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
神栖市役所前	昼	47	45	45	44	45	44	45	44	44	45	70
	夜	39	38	37	36	36	33	37	36	36	36	65
息栖大橋	昼	57	58	56	50	51	50	49	49	49	49	70
	夜	53	53	52	44	46	45	44	46	46	46	65
下幡木	昼	44	44	44	45	45	42	46	46	46	45	70
	夜	36	37	36	38	38	33	36	37	37	36	65
平泉	昼	37	37	38	41	42	32	31	32	32	41	65
	夜	32	32	34	37	35	26	24	25	25	40	60
知手	昼	47	48	49	49	51	50	51	51	51	49	70
	夜	39	40	40	40	42	42	44	44	44	41	65
奥野谷浜	昼	34	36	36	34	32	32	31	33	33	31	70
	夜	23	24	23	24	23	22	20	24	24	21	65
石神	昼	46	42	48	47	48	46	47	47	47	46	70
	夜	38	35	39	37	39	38	39	39	39	39	65
常陸川大橋	昼	45	41	40	37	38	43	42	37	37	41	70
	夜	35	33	31	29	29	33	32	29	29	34	65
矢田部	昼	41	41	41	41	42	42	40	39	39	38	70
	夜	31	34	32	31	32	32	28	28	28	29	65
銚子大橋	昼	40	41	42	41	42	40	40	40	40	42	70
	夜	31	33	36	32	34	31	30	30	30	34	65

出典：環境課資料を基に作成

図 2-23 交通量と振動量の推移（息栖大橋）



出典：環境課資料を基に作成

4. 公害苦情、悪臭

表 2-38 公害苦情件数の推移（神栖市）

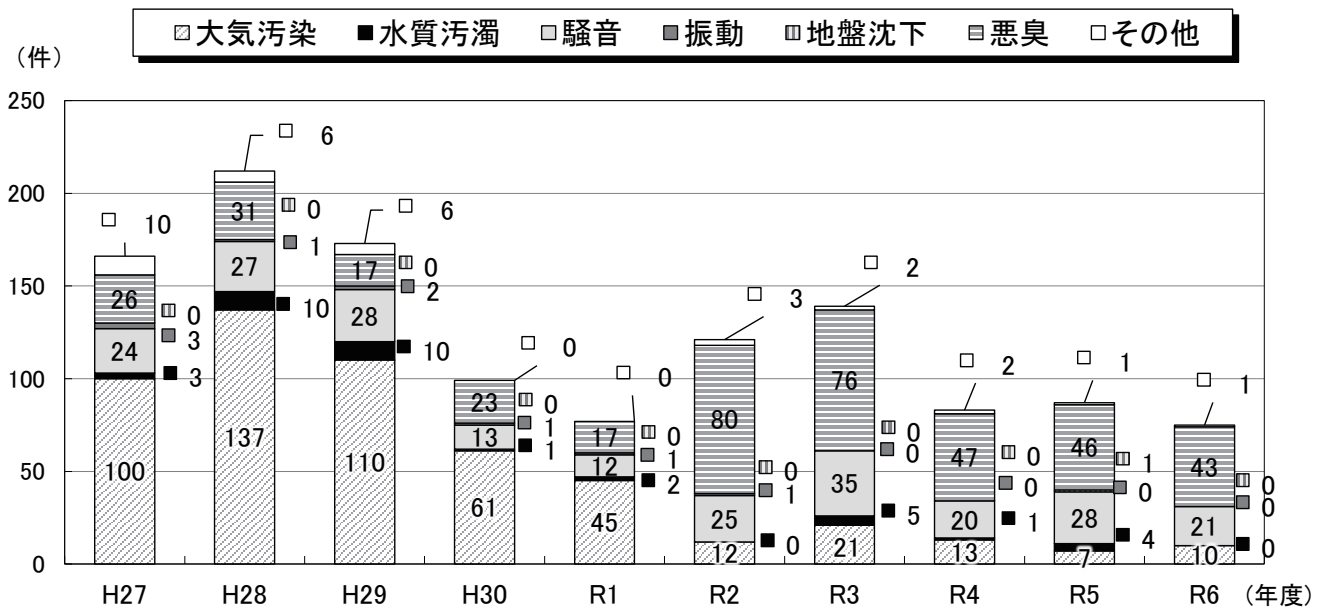
単位：件

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
大気汚染	100	137	110	61	45	12	21	13	7	10
水質汚濁	3	10	10	1	2	0	5	1	4	0
騒音	24	27	28	13	12	25	35	20	28	21
振動	3	1	2	1	1	1	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
悪臭	26	31	17	23	17	80	76	47	46	43
その他	10	6	6	0	0	3	2	2	1	1
合計	166	212	173	99	77	121	139	83	87	75

※野焼きの問合せについて大気汚染の分類から悪臭に移行した為、件数が増減しています。

出典：環境課資料を基に作成

図 2-24 公害苦情件数の推移



出典：環境課資料を基に作成

第5節 みんなが環境をまもり、創造するまち

表 2-39 神栖市における緑の少年団、団員数

団員数(人)	96
団数	1
	神栖市緑の少年団

出典：(公社) 茨城県緑化推進機構
(令和 7 年 3 月時点)

表 2-40 事業者の環境保全への取組状況の推移

年度	R4	R5	R6
ISO14001 認証 取得件数	312 件 茨城県※1	441 件(38 件) 茨城県(神栖市)※2	430 件(40 件) 茨城県(神栖市)※2
エコアクション 21 認証取得件数※3	2 件	2 件	2 件
エコ・ショップ 認定店舗数※4	12 店舗	12 店舗	12 店舗

出典：※1：茨城県環境白書（当時市内の ISO14001 認証取得件数は公表されていないため、県全体の値のみ）

※2：日本適合性認定協会(JAB)HP

※3：エコアクション 21 中央事務局 HP

※4：茨城県 HP

(令和 7 年 3 月時点)

第3章 環境指標

神栖市環境基本計画で定めた環境指標の進捗状況は以下の通りです。

表 3-1 基本目標 1 の環境指標達成状況

指標		計画策定時 (年度)	現状 (年度)	目標 (目標年度)
1-1	温室効果ガス排出量	4,835 千 t-CO ₂ (平成 27 年度)	3,931 千 t-CO ₂ (平成 25 年度比 約 28%減) (令和 5 年度) ^{※1}	4,028 千 t-CO ₂ (平成 25 年度比 約 26%減) (令和 12 年度)
1-2	神栖市ホームページ の「エコ・省エネ支援」 サイトへの年間アクセ ス件数	11,399 件 (平成 29 年度)	7,955 件 (令和 6 年度)	12,000 件 (令和 10 年度)
1-3	大気環境中のフロン 環境濃度	CFC-11:0.26ppb CFC-12:0.52ppb CFC-113:0.073ppb (平成 29 年度)	CFC-11:0.26ppb CFC-12:0.56ppb CFC-113:0.072ppb (令和 6 年度)	減少の方向 (令和 10 年度)
1-4	降下ばいじん中 の pH ^{※2}	pH = 5.9 (平成 29 年度)	pH = 6.1 (令和 6 年度)	現状維持 ^{※3} (令和 10 年度)

※1：算出に必要なデータについては、最新の公表年が令和 5 年度であるため、本報告における算出には、令和 6 年度値ではなく令和 5 年度値を用いています。

※2：降下ばいじん量測定の際に収集した雨水を pH 計で測定した値を用いています。

※3：一般に pH5.6 以下を酸性雨と呼んでおりこれを下回らないよう目指しています。

表 3-2 基本目標 2 の環境指標達成状況

指標		計画策定時 (年度)	現状 (年度)	目標 (目標年度)
2-1	一人一日当たりごみ 排出量	878g/人・日 (平成 28 年度)	1,006g/人・日 (令和 6 年度)	860g/人・日 (令和 4 年度)
2-2	給水人口	87,975 人 (平成 29 年度)	87,584 人 (令和 6 年度)	91,000 人 (令和 10 年度)
2-3	エコファーマー登録 者数	525 人 (平成 29 年度)	— (令和 4 年 7 月エコファ ーマー認定制度廃止)	530 人 (令和 10 年度)

表 3-3 基本目標 3 の環境指標達成状況

指標		計画策定時 (年度)	現状 (年度)	目標 (目標年度)
3-1	海岸清掃参加者数	2,500 人 (平成 30 年度)	1,609 人 (令和 6 年度)	2,700 人 (令和 10 年度)
3-2	公園への植栽の件数	0 件 (平成 30 年度)	2 件 (令和 6 年度)	2 件 (令和 4 年度)
3-3	一人あたりの都市公 園の敷地面積	25.65m ² /人 (平成 29 年度)	26.47 m ² /人 (令和 6 年度)	26.00 m ² /人 (令和 4 年度)

表 3-4 基本目標 4 の環境指標達成状況

指標		計画策定時 (年度)	現状 (年度)	目標 (目標年度)
4-1	大気の汚染に係る環境基準達成率	90.0% (平成 28 年度)	92.3% (令和 5 年度) ^{※1}	現状維持 (令和 10 年度)
4-2	公共用水域の汚染に係る環境基準達成率	33.3% (平成 28 年度)	45.5% (令和 6 年度)	40.0% (令和 10 年度)
4-3	地下水質の汚染に係る環境基準達成率	9.1% (平成 28 年度)	24.1% (令和 6 年度)	44.3% (令和 10 年度)
4-4	生活排水処理率	62.3% (平成 28 年度)	75.9% (令和 6 年度)	74.8% (令和 7 年度)
4-5	道路沿道地域の騒音・振動に係る環境基準達成率	60.0% (平成 29 年度)	65.0% (令和 6 年度)	70.0% (令和 10 年度)
4-6	特定悪臭物質に係る規制基準達成率	100% (平成 29 年度)	99% (令和 6 年度)	現状維持 (令和 10 年度)
4-7	市内の空間放射線量	環境基準達成 (平成 28 年度)	環境基準達成 (令和 6 年度)	環境基準達成 (令和 10 年度)

※1：算出に必要なデータについては、最新の公表年が令和 5 年度であるため、本報告における算出には、令和 6 年度値ではなく令和 5 年度値を用いています。

表 3-5 基本目標 5 の環境指標達成状況

指標		計画策定時 (年度)	現状 (年度)	目標 (目標年度)
5-1	環境関連の NPO・ボランティア団体数	3 団体 (平成 29 年度)	4 団体 (令和 6 年度)	5 団体 (令和 10 年度)
5-2	消費生活展出版社数 (環境関係)	3 社 (平成 30 年度)	10 社 (令和 6 年度)	6 社 (令和 10 年度)
5-3	市役所からの温室効果ガス排出量	14,406t-CO ₂ (平成 29 年度)	8,342t-CO ₂ ^{※1} 平成 25 年度比 約 34%減 (令和 6 年度) ^{※2}	11,537t-CO ₂ 平成 25 年度比 約 8%減 (令和 5 年度)

※1：市役所内（市有施設）のエネルギー使用量をもとに算出しています。

※2：令和 6 年 4 月 1 日より、可燃ごみの処理施設が「鹿島 RDF センター」及び「波崎 RDF センター」から「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」へと移行したことに伴い、可燃ごみの処理方法が変更されています。その結果、灯油消費量が大幅に減少したことから二酸化炭素排出量の削減率が高くなっています。ただし、焼却による二酸化炭素排出量は計上しておりません。

第4章 神栖市の取組

大気や水質などにおける環境負荷の少ないまちを目指して、神栖市では以下に示す取組を実施しています。

※+斜体字：神栖市環境基本計画（2019 年策定）で記載している施策概要より追加的に実施した内容を示しており、実施状況を「実施+」と評価しています。

基本目標1. 気候変動防止に貢献し、備えるまち【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
1 温室効果ガス排出量の削減	省エネルギー活動の普及	・家庭での省エネ活動の推進 ・グリーンコンシューマー行動の普及啓発 ・省エネルギー型のライフスタイルの実践に関する情報提供 ・事業所での省エネルギー診断の推進 ・環境マネジメントシステムの啓発の促進	環境課	実施
	省エネルギー設備の普及	・ZEH・ZEB など高度な省エネ住宅・事業所に関する情報提供 ・省エネルギー機器に関する情報提供 ・環境への負荷の少ない公共施設の整備の推進 ・公共施設への省エネルギー改修の推進	環境課	実施
	エコドライブの普及促進	・アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動 ・企業と連携して環境に配慮した自動車利用の推進 ・共同配送、物流共同化、モーダルシフトなどによる物流効率の向上の促進	環境課	実施
	次世代自動車の導入促進	・次世代自動車の購入および関連設備の設置に対する補助金の交付 ・公用車について次世代自動車の導入の推進 ・市民が集まるイベント等での次世代自動車の展示や体験乗車	環境課 営繕管財課 政策企画課	実施
	再生可能エネルギーの普及促進	・再生可能エネルギーに関する情報提供 ・災害時利用を見すえた再生可能エネルギーの調査・検討 ・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入の推進 ・民間企業と協働した再生可能エネルギー導入の検討	環境課 政策企画課 営繕管財課	実施
	家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の促進	・家庭・事業者に対する再生可能エネルギーの普及啓発 ・家庭に対して再生可能エネルギー導入助成をPR	環境課	実施
	家庭・事業所への水素エネルギーの浸透	・水素ステーションの導入に向けた運営・事業性等の検証 ・市内事業所への純水素型燃料電池の導入に向けた実証実験等の検討 ・燃料電池自動車(FCV)の導入促進 ・家庭への家庭用燃料電池(エネファーム)の導入拡大	政策企画課	実施

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
	安定的な水素エネルギー供給体制の検討	・鹿島臨海工業地帯からの安定的な水素製造に向けた、実証実験等の検討 ・再生可能エネルギーと水素を組み合わせた実証実験などの実施の検討 ・水素エネルギーの貯蔵及び輸送の可能性調査の実施の検討	政策企画課	実施
	水素に関する新たなビジネス創出及び研究開発などの支援	・水素関連事業の誘致・支援に向けた各種支援制度の検討 ・水素関連研究フィールドとしての誘致に向けた検討	政策企画課	実施
	市民や市内事業者などへの普及啓発	・水素エネルギーに関する市民理解の促進 ・水素関連産業や技術などに関する事業者への情報提供	政策企画課	実施
	人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築	・バス輸送の充実 ・デマンドタクシーの利便性向上 ・市内公共交通機関の連携 ・神栖市地域公共交通活性化協議会の活動を支援、公共交通の利用促進	政策企画課	実施
	都市のエネルギーシステムの効率化の推進	・国内のエネルギー面的利用の事例の情報提供	環境課	実施
2 気候変動への適応	気候変動に関する情報の収集・提供	・気候変動による影響について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通じた、普及啓発や情報発信	環境課	実施
	高波・水害対策の推進	・護岸や堤防等の嵩上げ、砂浜維持・回復など、津波や高潮・波浪による災害、海岸侵食から背後地の安全を確保するための対策の推進	防災安全課 農林課	実施
	熱中症対策の推進	・熱中症予防に関する情報をリーフレットや市ホームページ等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした市民への普及啓発 ・熱中症が起こりやすいと思われる日に防災無線で市民に注意喚起を実施	健康増進課 環境課	実施
	感染症対策等の推進	・デング熱など蚊媒感染症の予防啓発や発生動向の把握	保健予防課	実施
3 フロンの確実な回収の促進	法に基づくフロンの回収の啓発	・家電リサイクル法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)に基づくフロンの回収を促進するための啓発を実施	廃棄物対策課	実施
4 酸性雨に関する情報の収集	酸性雨発生状況の監視	・降下ばいじんの測定にあわせた pH の測定・監視	環境課	実施

基本目標2. 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
1 資源が循環する社会の構築	ごみの発生抑制、分別の徹底や再資源化に対する意識の啓発	・分別の徹底の推進 ・学校やイベントなどでの環境教育の充実 ・リサイクルプラザの利用促進	廃棄物対策課	実施
	ごみの発生抑制(リフューズ:Refuse)の促進	・レジ袋削減の呼びかけ ・簡易包装の促進 ・計画的な商品の購入の推進	廃棄物対策課	実施
	ごみの排出抑制(リデュース:Reduce)の促進	・事業系ごみの対応 ・ちゅう芥類(生ごみ)の水切りや堆肥化の推進 ・せん定枝葉の資源化 ・無駄のない食生活への転換の呼びかけ ・廃食用油の回収 ・ごみの有料化の検討	廃棄物対策課	実施
	修理・修繕(リペア:Repair)、再使用(リユース:Reuse)の普及	・物を大切に使うライフスタイルへの転換の呼びかけ ・不用品の有効利用の呼びかけ ・フリーマーケットや詰め替え商品の活用への呼びかけ	廃棄物対策課	実施
	ごみの再生利用(リサイクル:Recycle)の推進	・資源物の分別及び集団回収の推進 ・再生品や適正処理しやすい商品の推進	廃棄物対策課	実施
	適正な中間処理の実施	・リサイクルプラザの延命化 ・可燃ごみ処理施設の整備推進 ※令和6年度より新可燃ごみ処理施設が稼働	廃棄物対策課	実施
	野外焼却禁止の励行	・ホームページや広報紙等を活用した周知を行い、神栖警察署とも連携しながら現地での指導の実施	廃棄物対策課	実施
	継続的な収集運搬、処理処分体制の構築	・ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者などと連携 ・し尿・浄化槽清掃業に係る収集運搬車両の適正確保	廃棄物対策課	実施
	分別区分の構築	・分別方法の周知に努め、施設更新時により良い分別区分構築を検討	廃棄物対策課	実施
	資源物排出方法の構築	・地域特性に合わせた資源物排出方法の検討	廃棄物対策課	実施
2 水の健全な循環の確保	収集・運搬体制の構築	・地域特性に合わせた排出方法・収集方法の検討	廃棄物対策課	実施
	上水道への切替えの促進	・井戸水から上水道への切替えをPR	環境課 水道課	実施
	地下水の適正な利用	・神栖市公害防止条例に基づく届出制度を適正に維持	環境課	実施
	節水の啓発	・水資源の保全を図るため、節水の啓発	環境課	実施
	国土利用計画等に基づく土地利用の推進	・国土利用計画法や都市計画法、農林振興地域の整備に関する法律に基づく総合的な土地利用の調整	政策企画課 都市計画課 農林課	実施

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
3 環境に配慮した農業振興	エコファーマー登録の促進	・エコファーマーへの登録を促進 ※令和6年度ではエコファーマー制度(茨城県)が廃止されており、現在は「いばらきみどり認定」の登録促進を実施	農林課	—
	環境に優しい農作物(農薬低減)の栽培促進	・環境に優しい農作物(農薬低減)の栽培を促進。 ・特別栽培農産物の認証取得を推奨。	農林課	実施
	畜産排泄物の適正処理の促進	・畜産排泄物の適正処理を促進	農林課	実施
	ソーラーシェアリングの普及	・国内のソーラーシェアリングの事例の情報提供	農林課 環境課	実施
	優良農地の保全・集約化	・農地の集約化を考えている個人・企業へのサポート ・農地の拡大や整備を図るための情報提供 ・環境に配慮した農地の活用の促進	農林課	実施
	農業系資源有効利用の促進	・農業用廃プラスチックのリサイクルを促進 ・ピーマン残渣の適切な処分を促進 ・神栖市農業用廃プラスチック収集対策協議会の活動を支援	農林課	実施
	耕作放棄地の有効活用の促進	・農地利用意向調査による遊休農地所有者の意向を把握 ・所有者の意向により中間管理機構など適切な制度を紹介・推進 ・農地利用最適化推進員による農地の活用を促進	農林課 農業委員会	実施

基本目標3. 自然といきものをまもり、共生するまち

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
1 豊かな自然を有する地域の保全	豊かな自然地域の現状調査の実施	・沖の洲、息栖神社周辺等の豊かな自然を有する地域の現状を把握するための調査を実施 ・豊かな自然を有する地域を将来にわたり良好な状態で維持するための課題等の抽出 ・自然地域の現状調査結果のデータベース化に向けた仕組みを検討	環境課	実施
	自然環境調査の実施	・市内の動物、植物の生息状況を把握するための調査を実施 ・自然環境調査結果のデータベース化に向けた仕組みを検討	環境課	実施
	生物多様性の保全の啓発	・市の豊かな自然を紹介する講演会や学習会を開催 ・市の豊かな自然を紹介するパンフレット等を作成 ・生物多様性の重要性、日常生活とのつながり、特定外来種の注意喚起など市民の理解を深める	環境課	実施
	豊かな自然地域の保全	・沖の洲、息栖神社周辺等の豊かな自然を有する地域を保全するための制度等を検討 ・海岸からの潮害風に対し、砂丘を造成することで、松林の保護対策を図りつつ、植栽を実施	都市計画課 農林課	実施
	豊かな自然地域の管理	・豊かな自然地域の保全方法の検討に基づき、良好な状態を維持するための管理を実施 <i>+ 樹木匠と年間契約による樹木調査業務委託の実施</i>	公園緑地課	実施+
	海岸環境の保全・整備	・海岸防災林の松くい虫等による松枯れ被害防止および保全整備に努める ・海岸美化活動等を通じて漂着ごみ等を回収するなど、海岸環境美化を推進	農林課 廃棄物対策課	実施
	外来生物の侵入防止と抑制	・外来種に関する情報をホームページにおいて発信	環境課	実施
2 自然環境の回復	河川の環境美化と景観の保全	・水辺の除草等を実施し、河川の環境美化と良好な景観の保全に努める	道路整備課	実施
	公共施設等の緑化	・公共施設等の緑化を推進 <i>+ 芝のエアレーション(芝生に穴を開けて通気性を高める作業)で発生したコアを粉砕して再利用し、芝生地の改善と廃棄物削減を図る</i>	公園緑地課 環境課	実施+
	農地の保全	・水源涵養機能などの高い環境保全機能を有する優良な農地の保全に努める	農林課	実施
3 人と自然とのふれあいの促進	人と自然とのふれあい活動の場の活用	・日川浜、波崎海水浴場や常陸利根川沿いのサイクリングロード、息栖神社周辺の利用を促進 ・ガイドマップ、ホームページによる周知を図る	観光振興課	実施
	人と自然とのふれあい活動の場の整備	・自然を活かしたふれあい活動の場の整備を図る ・県との協働により、市民、観光客が安全で快適に過ごせるレクリエーション空間の整備を図る	観光振興課	実施
	公園・緑地の整備	・都市計画マスタープランに基づいて公園を計画的に整備 ・地域の意向を反映した公園を整備 ・安全や修景に配慮した公園を整備 ・実のなる木や花の咲く木を植え、生物の生息環境に配慮	公園緑地課	実施

施策の 方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の 実施状況
	公園・緑地の管理	・地区やシルバー人材センターを活用した公園管理を推進 ・チップ化した剪定木の有効利用先の確保に努める ・堆肥化による落葉の有効活用に努める ・既存公園の機能を維持するため、植栽や遊具の点検結果に基づき、順次再整備を実施 ・都市緑地の適切な管理を実施	公園緑地課	実施
	総合的な都市景観の形成	・市が目指す景観構造について検討し、良好な都市景観の形成に努める	都市計画課	実施
	道路景観の整備	・親しまれるシンボルロードを整備 ・道路の緑化(街路樹)の維持管理を実施	道路整備課	実施
	快適な住環境の形成	・地域特性を活かした住宅地を形成 ・田園共生区域においては、自然的な土地利用との均衡を保ちながら、良好な住環境の形成を図る ・地区計画や建築協定、緑化協定の導入の推進などによる住環境の維持と向上を図る	都市計画課	実施
	家庭、事業所の緑化の推進	・家の庭やベランダ等の緑化を啓発 ・事業所の緑化を啓発	環境課	実施
	花いっぱい活動の充実	・市民自らが作り上げる花いっぱい運動定着化促進事業(茨城県)を促進(※県で実施) ・フラワーロードへ(神栖市内)の植栽を実施	市民協働課	実施
	景観資源の活用	・景観資源や景観を楽しむ場の充実を図る ・景観デザインの充実を図る ・良好な景観ネットワークの構築を図る ・風力発電施設群や港公園展望台などのシンボルとなる景観資源のPR促進	観光振興課	実施

基本目標4. 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
1 大気環境基準の維持と向上	一般環境大気常時監視測定局等による大気環境測定の実施	- 一般環境大気常時監視測定局で二酸化窒素等の大気汚染物質濃度の測定及び監視を実施 - 県が実施している大気中ダイオキシン類の測定結果を把握 - 県で実施している微小粒子状物質(PM2.5)の測定に基づいて県が注意喚起を発令した場合は、防災行政無線等にて市民に注意喚起を実施	環境課	実施
	市内の降下ばいじんの状況の把握	- 降下ばいじんを測定 - 現状把握の結果に基づき、次の取り組みとして詳細調査、対策等の内容を検討	環境課	実施
	公害防止協定の遵守要請	- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請 - 必要に応じた立入調査等を実施 - 新規立地企業と公害防止協定を締結	環境課	実施
	次世代自動車の率先導入	- 調達する公用車は次世代自動車を優先 - 電気自動車の購入および電気自動車用充電設備の設置費用の助成	環境課 営繕管財課	実施
	エコドライブの普及促進	- アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発 - 企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進 - 共同配送、物流共同化、モーダルシフトなどによる物流効率の向上を促進	環境課	実施
2 水質環境基準の達成	公共用水域の水質測定の実施	鹿島港や神之池などで水質汚濁物質濃度の測定と監視を実施	環境課	実施
	公害防止協定の遵守要請	- 公害防止協定の締結内容の遵守を各企業に要請 - 必要に応じた立入調査・検査を実施 - 新規立地企業と公害防止協定を締結	環境課	実施
	神之池浄化手法の検討と実施	- 神之池自然再生事業運営委員会(愛称:かみすどんぐりの会)と協力して神之池の浄化手法を検討 - 検討結果に基づき、浄化対策を実施	公園緑地課 農林課	実施
	神之池緑地の整備と充実	神之池緑地の整備と一層の充実を図る + ボランティア団体発足(神之池桜守隊)	公園緑地課	実施+
3 地下水質の安全確保	地下水質の測定の実施	設置している観測井戸の地下水の状況を監視	環境課	実施
	有機ヒ素化合物汚染の監視	国、県と連携・協力し、浄化対策の効果について測定を継続し、情報提供を実施	環境課	実施
4 生活排水処理率の向上	下水道計画の推進	- 下水道事業計画に基づき下水道整備を実施 - 下水道施設を適切に維持管理 - 下水道施設の維持管理のための啓発	下水道課	実施
	下水道接続率の向上	- 下水道接続にあたって補助を実施 - 下水道接続の啓発	下水道課	実施
	高度処理型合併処理浄化槽の設置促進	- 下水道計画区域外での高度処理型合併処理浄化槽設置促進のため、設置にあたって補助を実施 - 単独処理浄化槽からの切替え、新規設置促進のため、啓発活動を実施	環境課	実施

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
	浄化槽の管理の促進	・浄化槽の管理が適切に行われるように、啓発活動を実施	環境課	実施
	し尿・浄化槽汚泥の計画的な処理	・生活排水処理基本計画に基づき、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に処理	廃棄物対策課	実施
	衛生プラントの適正稼働	・衛生プラントを適切に維持管理し、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保 ・衛生プラントの老朽化が進んでいることから、施設の延命化を図りながら、施設に安定的・効率的な運営を実施 ・衛生プラントでの処理後のし尿は、適正に処理	廃棄物対策課	実施
5 騒音・振動の少ない環境の維持	騒音測定の実施	・道路交通騒音、交通量の測定を実施	環境課	実施
	道路沿道振動測定の実施	・道路交通振動、交通量の測定を実施	環境課	実施
	エコドライブの普及促進	・アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発 ・企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進	環境課	一部実施
	低騒音型の道路整備	・国県道については、県と連携を取りながら騒音対策を推進 ・騒音の著しい箇所への低騒音型舗装などの騒音軽減のための道路整備を実施 ※市の主要な道路等の修繕を優先的に実施	道路整備課	実施
	工場、事業場騒音・振動対策	・騒音規制法・振動規制法に基づき、騒音・振動発生工場、事業場に対する指導を実施 ・騒音・振動発生の防止を啓発	環境課	実施
	近隣騒音対策	・ペットの鳴き声、テレビ、音響機器等の生活騒音、カラオケ等の営業騒音の発生防止のための啓発	環境課	実施
6 においのない環境の達成	臭気測定の実施	・悪臭防止法に基づく臭気測定を実施 ・公害苦情等に基づく臭気の発生源の把握に努める	環境課	実施
	悪臭発生事業所への指導	・悪臭防止法等に基づき、臭気が発生している事業所に対して、臭気の削減を指導	環境課	実施
	公害防止協定の遵守要請	・公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請 ・必要に応じた立入調査等を実施 ・新規立地企業と公害防止協定を締結	環境課	実施
	近隣悪臭防止のための指導と啓発	・ペットなど日常生活に伴う悪臭防止のための啓発 ・飲食店等小規模事業所から悪臭防止のための啓発 ・臭気削減のための指導	環境課	実施
7 安全確保のための化学物質等の管理	化学物質の排出・移動量の把握	・PRTR 法に基づく化学物質の排出・移動量の届出の状況を把握	環境課	実施
	ダイオキシン類測定結果の把握	・県が実施している大気、水質、底質、土壌中のダイオキシン類濃度の測定結果を把握	環境課	実施
	公害防止協定の遵守要請	・公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請 ・必要に応じた立入調査等を実施 ・新規立地企業と公害防止協定を締結	環境課	実施

施策の 方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の 実施状況
	ごみ処理施設等の 適正管理	・鹿島共同再資源化センターのダイオキシン類排出量の把握と適正な管理を要請 ・施設の更新にあわせ、将来のごみ処理のあり方を検討 ※鹿島共同再資源化センターは令和5年度までの稼働	廃棄物対策課	一部 実施
	化学物質に関する 情報交換	・事業所が使用等している化学物質(第1種指定化学物質等)に関する毒性や管理方法に関する情報の交換	環境課	実施
	ごみの野外焼却の 防止	・ごみの野外焼却を行わないよう啓発 ・ごみの野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導	環境課 廃棄物対策課	実施
	農業系廃プラスチックの 野外焼却の防止	・農業系廃プラスチックの野外焼却を行わないよう啓発 ・野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導	農林課 環境課 廃棄物対策課	実施
	空間放射線量の監視	・空間放射線量について、市役所本庁舎における常時観測による監視 ・福島第一原子力発電所からの新たな漏洩や測定値の上昇が見られた場合には、体制を強化	環境課	実施
	放射性物質の監視	・給食食材や農畜産物等、対象の特性に応じて放射性物質の測定・監視を実施	学務課 農林課	実施

基本目標5. みんなが環境をまもり、創造するまち

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
1 市民の環境保全活動の促進	日常生活における環境配慮の促進	・環境配慮の普及啓発の実施 ・環境に配慮した取り組み例を紹介 ・ごみの減量を推進するため、エコクッキング教室を開催	環境課 廃棄物対策課	実施
	市民参加による美化活動の促進	・市民参加による清掃活動を実施し、環境保全と環境美化に対する意識の向上を図る ・市職員による清掃活動を実施 ・漂着ごみ等は、海岸管理者と連携を取りながら、美化活動を推進	環境課 廃棄物対策課	実施
	ごみのポイ捨ての防止	・ポイ捨て防止の看板の貸し出し ・啓発活動を実施	廃棄物対策課	実施
	飼い犬や飼い猫などの飼養動物の適正管理の推進	・犬のフンの始末の啓発活動及び看板の貸し出し ・犬や猫等は最後まで責任を持って飼うなど、適正な飼育が行われるよう啓発活動を実施 ・犬、猫の不妊・去勢手術に対して補助金を助成	環境課	実施
	環境情報の提供	・ホームページを活用した環境情報の提供 ・環境白書の発行による環境情報の提供	環境課	実施
	市民の環境保全活動の紹介	・市民の顕彰と他の市民への波及効果の観点から、優れた環境保全活動を紹介	市民協働課	実施
	ボランティア組織の育成及び活動への支援	・環境に関する市民団体等の育成と活動への支援	環境課 廃棄物対策課	実施
	環境イベントの開催	・消費生活展にて環境イベントを開催	環境課	実施
	市民参加型の環境事業の検討	・環境に関する活動を行っている団体等と連携し、組織化に向けた骨子等を協議し、市民参加型の環境事業を検討	環境課	実施
	環境教育の推進	・小中学校の環境教育を積極的に推進	学務課 教育指導課	実施
	出前講座の開設	・出前講座においてリサイクル講座に加え、環境講座を開設	環境課 廃棄物対策課	実施
	人材の育成	・環境保全や地球温暖化防止、リサイクルの推進などの活動のリーダーとなるべき「人」の育成	環境課 廃棄物対策課	一部実施
	環境学習教材の整備	・環境の保全等に関する図書やビデオなどの学習教材の充実 ・市民等の要請に応じて貸出しを実施	環境課	実施
2 事業者の環境保全活動の推進	公害防止協定の締結	・公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請 ・必要に応じた立入調査等を実施 ・新規立地企業と公害防止協定を締結	環境課	実施
	グリーン・イノベーションの推進	・国や県と連携しながらグリーン・イノベーションを推進 ・消費生活展において環境に配慮した事業や新産業、環境配慮製品等の紹介等により、産業界を支援	環境課	実施
	環境保全活動への参加要請	・美化活動への参加を要請 ・消費生活展への参加を要請 ・漁港の清掃活動への参加を要請	廃棄物対策課 水産・地域整備課	実施

施策の方向性	施策	施策の概要	担当課	施策の実施状況
3 市の率直的な活動の実施	環境保全率先実行計画の推進	・市の事務事業に伴う環境への負荷を低減するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの取り組みを定めた環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)を実施	環境課	実施
	公害苦情等の適正処理	・公害苦情等の適正処理を推進	環境課	実施
	土壌汚染対策	・工場、事業所を原因とする土壌汚染について、土壌汚染対策法に基づき、県と連携し適切に対応	環境課	実施
	カラスの対策の実施	・カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、適正に有害鳥獣捕獲事業を実施	環境課	実施
	不法投棄の防止	・監視パトロールの実施 ・不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図る ・市民への通報先の周知に努める ・監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努める ・不法投棄防止の看板の貸し出し	廃棄物対策課	実施
	空き地・空家の適正管理の推進	・雑草の繁茂や衛生害虫の発生・不法投棄等が見られる空き地・空家の適正管理を指導 ・空き地・空家の適正管理の推進に関し、効果的な施策の検討	防災安全課 住宅政策課 廃棄物対策課	実施
	その他の公害等の発生の防止	・地下水位の監視・測定を実施 ・環境問題に関する情報の収集	環境課	実施

神栖市環境白書

令和 8 年 3 月

発行 神栖市

編集 神栖市生活環境部環境課

作成支援 株式会社建設技術研究所

〒314-0192

茨城県神栖市溝口 4991 番地 5

電 話 0299 (90) 1111 (代表)

ファクス 0299 (90) 1112